

神奈川県子どもの貧困対策推進計画
(令和2年度～令和6年度)

令和3年度 点検・結果報告書
(案)

令和5年1月
神奈川県

1 計画の進捗管理について

(1) 計画の概要

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づき、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を平成27年3月に策定した。

令和元年度で5年間の計画期間が終了したが、引き続き、子どもの貧困対策を総合的に推進するため計画を改定した。

ア 計画のめざすすがた

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざす。

イ 対象地域

神奈川県全域（政令市、中核市を含む。）

ウ 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

エ 計画の構成

第1章 計画の概要

第2章 神奈川県の子どもをとりまく現状と課題

第3章 子どもの貧困に関する施策の方向性

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

- | | |
|---------|-------------------------------|
| <主要施策1> | 教育の支援 |
| <主要施策2> | 生活の安定に資するための支援 |
| <主要施策3> | 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 |
| <主要施策4> | 経済的支援 |
| <主要施策5> | 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり |

222の
構成事業

第5章 計画の推進と進捗管理

第6章 調査研究

オ 施策展開上のポイント

本県の子どもの貧困の状況や施策の実施状況を把握し、その対策の効果などを検証・評価するために、「神奈川県・子どもの貧困に関する指標」を設定。

指標の改善に向け、5つの主要施策を定め、222の事業が位置づけられている。

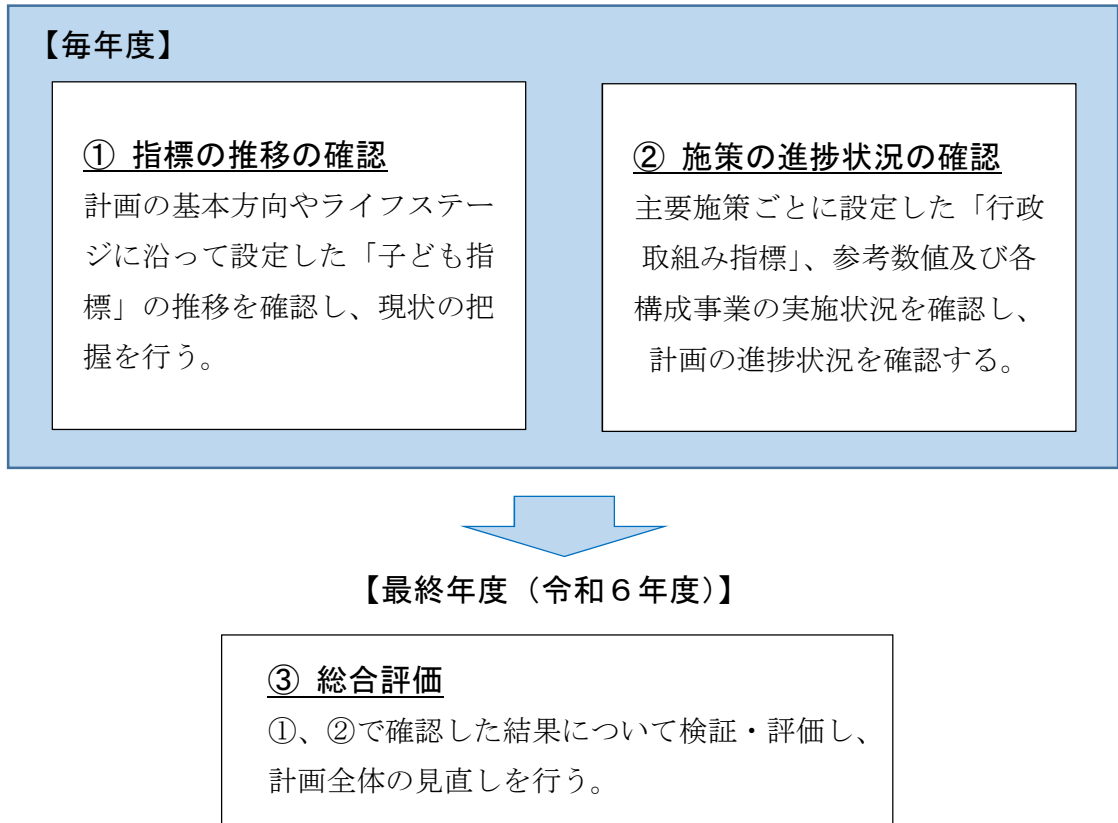
(2) 計画の進捗管理

ア 進捗管理等の概要

計画では、計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置付けた構成事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行い、計画の進捗管理を行うとともに、計画期間の最終年度（必要に応じて中間年）に、取組みの実績について検証・評価を行い、計画全体の見直しを行うこととしている。

イ 進捗管理等の方法

計画の指標の推移及び施策の進捗状況を確認し、検証・評価を行う。



(3) 進捗管理における指標等の位置づけ

ア 指標の概要

計画では、子どもの貧困に関する指標として、「子ども指標」、「行政取組指標」を、また、指標以外に参考数値を設定している。（それぞれに国の「子どもの貧困対策に関する大綱」で設定されている指標の一部を含む。）

イ 指標の分類と確認方法

指標の分類ごとの件数、特徴、進捗管理の方法は次表のとおり。

表 指標等の分類と確認方法

分類		子ども指標	行政取組み指標	参考数値
件数 (うち国大綱 と同じ指標)		20 件 (9 件)	10 件 (1 件)	14 件 (4 件)
特 徴	性格	子どもの貧困に関 連する子ども自身 の状況や子どもを 取り巻く状況を示 すもの。	行政の取組み状況を示すもの。	
	枠組	計画の基本方向と ライフステージに 沿って設定	計画の主要施策ごとに設定	
	目標 数値	<input type="checkbox"/> 設定しない。 端的な数値目標 の設定が困難であ ること、また、目標 設定により対象と なる子ども、保護 者に過度なプレッ シャーや不利益が 生じるおそれがあ るため。	<input checked="" type="checkbox"/> 設定する。 施策の効果が課 題の改善に直結 するものとして、そ れぞれ目標を設 定し、取組みの着 実な推進を図る。	<input type="checkbox"/> 設定しない。 行政取組み指標と 同様の性格では あるが、端的な数 値目標の設定が 困難であるため、 数値の推移を確 認する。
進捗管理の 方法		「2 指標の推移の 確認」で数値の推 移を確認	「3 施策の進捗状況の確認」で目標数 値の達成率又は数値の推移を確認	

※ 各指標、参考数値の一覧は、【別添 1】参照

2 指標の推移の確認

計画で設定した「子ども指標」(20件)について、数値の推移を確認する。
原則*として、令和3年度の数値について、前年度からの推移を確認するとともに、全国の数値があるものについては、全国の数値との比較を行う。

* 令和3年度の数値が確定していないものについては、2年度の数値について、元年度の数値と比較した。

(1) 教育の機会の保証

(学童期～青年前期)

【進学率】 ★：国の大綱と同じ指標（以下同じ） <上段：県、下段：全国>

指標		R2年度	R3年度	前年度比
①	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 ★	95.6%	96.6%	+1.0
		93.7%	93.7%	±0
②	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）★ 【政令市、中核市除く】	100.0%	(※) - %	-
		(※) - %	(※) - %	-

(※) 全国及び県の数値について、令和4年11月末時点で未発表

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、前年度から1.0ポイント増加となり、引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 令和2年度の本県の児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）は、令和元年度と同率の100%である。

【就学援助率】

<上段：県、下段：全国>

指標		R2年度	R3年度	前年度比
③	就学援助率 (※1)	小学校	(※2)	-
				-
		中学校		-
				-

(※1) 就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む）児童生徒数で除して算出したもの

(※2) 令和3年度数値について、令和4年11月末時点で未発表

- ・ 令和2年度の本県の就学援助率は、小学校・中学校ともに令和元年度（小学校13.6%、中学校16.8%）から減少（小学校0.2ポイント、中学校0.3ポイント）となり、「小学校」では全国の数値を下回っている。

(青年中期以降)

【進学率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
④	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 ★	38.3%	48.1%	+9.8
		37.3%	39.9%	+2.6
⑤	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校等卒業後) ★ 【政令市、中核市除く】	32.2%	(※) -%	-
		(※) -%	(※) -%	-

(※) 全国及び県の数値について、令和4年11月末時点で未発表

- ・ 本県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、前年度から9.8ポイント増加し、引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 令和2年度の本県の児童養護施設の子どもの進学率(高等学校等卒業後)は、令和元年度(31.0%)から1.2ポイント増加した。

【中途退学率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比	
⑥	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率 ★	3.5%	2.8%	▲0.7	
		4.1%	3.6%	▲0.5	
⑦	高等学校等中途退学率 (公立・全世帯) ★	全日制	0.8%	0.9%	+0.1
			0.6%	0.7%	+0.1
		定時制	8.3%	8.9%	+0.6
			7.1%	7.1%	±0
		通信制	9.8%	9.1%	▲0.7
			5.6%	4.7%	▲0.9
⑧	高等学校等中途退学率 (私立・全世帯) ★	全日制	0.8%	1.1%	+0.3
			1.0%	1.2%	+0.2
		通信制	2.7%	3.0%	+0.3
			3.0%	3.5%	+0.5

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率は、前年度から0.7ポイント減少となり、全国の数値を下回った。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学率は、公立・私立のほぼすべての区分(公立・通信制を除く)で前年度から0.1~0.6ポイント増加となっている。
- ・ 「公立」ではすべての区分で引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 「私立」ではすべての区分で引き続き全国の数値を下回っている。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学率を区分別に見ると、「公立・通信制」が9.1%で最も高く、次いで「公立・定時制」が8.9%であった。

【中途退学者数】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑧ 高等学校等中途退学者数 (公立・全世帯) ★	全日制	991人	1,089人	+98
		11,754人	12,971人	+1,217
	定時制	477人	459人	▲18
		5,426人	5,115人	▲311
	通信制	365人	331人	▲34
		3,103人	2,521人	▲582
⑩ 高等学校等中途退学者数 (私立・全世帯) ★	全日制	577人	769人	+192
		10,079人	12,493人	+2,414
	通信制	17人	19人	+2
		4,518人	5,724人	+1,206

- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学者数は、公立の定時制、通信制は前年度から減少となったが、公立の全日制、私立の全日制、通信制では増加した。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学者数を区分別に見ると、「公立・全日制」が1,089人で最も多く、次いで「私立・全日制」が769人、「公立・定時制」が459人であった。

【奨学給付金の状況】

〈全国の数値無し〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑪ 高校生等奨学給付金（公立）の 受給人数・受給率（※）	受給人数	12,116人	11,818人	▲298
	受給率	9.0%	9.0%	±0
⑫ 高校生等奨学給付金（私立）の 受給人数・受給率（※）	受給人数	4,985人	4,936人	▲49
	受給率	7.1%	7.1%	±0

(※) 受給人数＝県内公立高等学校（専攻科及び別科除く）及び中等教育学校後期課程（私立の場合は県内私立高等学校）で高校生等奨学給付金を受給した生徒数
 受給率＝受給人数／5月1日時点の同生徒（私立は、県内の全日制・通信制高等学校在籍）数

- ・ 本県の高校生等奨学給付金の受給状況は、「公立」「私立」ともに受給者数は微減、受給率はR2年度と同率である。

（その他）

【母子父子寡婦福祉資金の貸付】

〈全国の数値無し〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑬ 母子父子寡婦福祉資金の 貸付件数	修学資金	460件	337件	▲123
	就学支度資金	134件	124件	▲10

- ・ 本県の母子父子寡婦福祉資金の貸付件数は、修学資金（▲123）、就学支

度資金（▲10）とも、前年度から減少となっている。

（２）生活の安定

（妊娠期～乳幼児期）

【保育所等利用児童数・利用率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度 比
⑭ 保育所等利用児童数・利用率 (※)	利用児童数	164,234人	167,590人	+3,356
		2,737,359人	2,742,071人	+4,712
	利用率	38.7%	40.0%	+1.3
		47.7%	49.4%	+1.7

(※) 各年度4月1日時点。利用率＝利用児童数／就学前児童数

- ・ 本県の保育所等利用児童数は、前年度から3,356人増加となった。

（学童期～青年期）

【就職率(中学校卒業後)】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度 比
⑮ 生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後)		0.7%	0.3%	▲0.4
		1.0%	1.0%	±0
⑯ 児童養護施設の子どもの就職率 (中学校卒業後)【政令市、中核市除く】		0%	(※) - %	-
		(※) - %	(※) - %	-

(※) 全国及び県の数値について、令和4年11月末時点で未発表

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの「中学卒業後」の就職率は、前年度と比べ0.4%減少し、引き続き全国の数値を下回っている。
- ・ 本県の児童養護施設の子どもの「中学卒業後」の就職率は、令和元年度、令和2年度ともに0.0%となっている。

（青年中期以降）

【就職率(高等学校卒業後)】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度 比
⑰ 生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校等卒業後)		35.7%	30.9%	▲4.8
		43.6%	41.3%	▲2.3
⑱ 児童養護施設の子どもの就職率 (高等学校卒業後)【政令市、中核市除く】		54.8%	(※) - %	-
		(※) - %	(※) - %	-

(※) 全国及び県の数値について、令和4年11月末時点で未発表

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等卒業後の就職率は、前年度から4.8ポイント減少となり、引き続き全国の数値を下回っている。
- ・ 令和2年度の本県の児童養護施設の子どもの「高等学校等卒業後」の就職率は、令和元年度(58.6%)から3.8ポイント減少となっている。

【地域若者サポートステーションの相談受付】 <全国の数値無し>

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑱	地域若者サポートステーションの相談受付件数	3,734件	4,221件	+487

- ・ 本県の地域若者サポートステーションの相談受付件数は、前年度から487件の増加となった。

(3) 経済基盤の維持

(その他)

【児童扶養手当の受給】 <全国の数値無し>

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑳	児童扶養手当の受給資格者と受給対象児童数			
	受給資格者	55,799人	54,676人	▲1,123
	受給対象児童数	68,673人	66,634人	▲2,039

- ・ 本県の児童扶養手当の受給資格者は1,123人、受給対象児童数は2,039人、それぞれ前年度から減少となった。

【参考】 (県)

指 標	R2年度	R3年度	前年度比
0-18歳の児童数	(※1) 1,398,329人	(※2) 1,379,102人	▲19,227
0-18歳の児童数のうち、支給対象児童数の占める割合	4.9%	4.8%	▲0.1

(※1) 令和3年1月1日時点

出典 神奈川県年齢別人口統計調査

(※2) 令和4年1月1日時点

- ・ 神奈川県 0-18歳の児童数のうち、支給対象児童数の占める割合は令和2年度4.9%、令和3年度の4.8%となっている。

3 施策の進捗状況の確認

- ・ 計画で設定した「行政取組み指標」(10件)について、令和3年度の実績値から目標数値(令和6年度)の達成状況(達成率)を確認する。
- ・ また、同じく行政の取り組み状況を表す「参考数値」については、令和3年度の数値について、前年度からの推移を確認するとともに、全国の数値があるものについては、全国の数値との比較を行う。

(1) 教育の支援

ア 行政取組み指標

★：国の大綱と同じ指標(以下同じ)

<上段：実績値、下段：達成率>

指標		R2年度	R3年度	R6目標
①	スクールカウンセラーの配置率 ★ ※政令市除く	小学校	100%	100%
			100%	
		中学校	100%	100%
			100%	
②	母子・父子自立支援員相談受付件数(児童(教育等))【政令市、中核市除く】	2,236件	2,359	(※)
		—	—	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000件)しているため、達成率は後述

- ・ 小学校、中学校におけるスクールカウンセラーの配置率は、前年度に引き続き100%を維持しており、目標を達成している。

イ 参考数値

【スクールソーシャルワーカーの配置・実績】

<上段：県、下段：全国>

指標		R2年度	R3年度	前年度比
①	スクールソーシャルワーカーの配置人数	134人	147人	+13
		2,859人	3,091人	+232
②	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(※)【政令市・中核市除く】	小学校 ★	47.7%	+0.2
			56.9%	+6.3
		中学校 ★	52.0%	+3.3
			61.7%	+6.4
	高等学校(県立)	76.7%	+1.3	

(※) 小学校・中学校：県内公立小・中学校のうち、補助事業を活用したSSWによる対応実績のある小・中学校の割合。高等学校：県立高等学校の全課程のうち、SSWによる対応実績のある県立高等学校の課程数の割合

- ・ 本県のスクールソーシャルワーカーの配置人数について、前年度から13人増加の147人となった。全国では前年度から232人増加となっている。
- ・ 本県のスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合について、「小学生」は前年度より0.2ポイント増加の47.9%、また「中学生」は前年度より3.3ポイント増加の55.3%となった。
- ・ 本県のスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合は、「高等学校(県立)」では前年度から1.3ポイント増加の78.0%となった。

【学用品費等の支援】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比	
③	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）★	78.8%	90.9%	+12.1	
		78.7%	81.1%	+2.4	
④	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況★	小学校	97.0%	100%	+3.0
			82.3%	83.7%	+1.4
		中学校	100%	100%	±0
			83.8%	85.1%	+1.3

- ・ 本県の就学援助制度に関する周知状況は、前年度から12.1ポイント増加の90.9%となり、全国の数値を上回った。
- ・ 本県の新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況は、「小学校」、「中学校」とともに100%であり、いずれも全国の数値を上回る実施率である。

【学校給食】

〈全国の数値無し〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑤	学校給食実施率 ()内は完全給食実施率	※1	※2	—
				—
				—
	義務教育学校			—

(※1) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止

(※2) 令和3年度について、令和4年11月末時点で未発表

【地域における学習支援等】

〈全国の数値無し〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑥	地域未来塾の実施箇所 【政令市、中核市除く】	4箇所	13箇所	+9
⑦	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数	31市町村	31市町村	±0
⑧	学習支援を実施している市町村数（市町村の独自財源）	10市町村	10市町村	±0
⑨	放課後子ども教室の実施箇所数 【政令市、中核市除く】	171箇所	178箇所	+7

- ・ 地域未来塾の実施箇所は、前年度より9箇所増加している。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数は、前年度と同じ31市町村である。
- ・ 市町村の独自財源により学習支援を実施している市町村数は、前年度と同じ10市町村である。
- ・ 放課後子ども教室の実施箇所数は、7箇所増加の178箇所となった。

(2) 生活の安定に資するための支援

ア 行政取組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R2年度	R3年度	R6目標
③	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	33市町村	33市町村	現状維持
		100%	100%	
④	養育支援訪問事業の実施市町村数	30市町村	30市町村	現状より増加
		(※1)	(※1)	
⑤	若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数	48件	23件	50件 (※2)
		96%	46%	

(※1) 目標が「現状(30市町村)より増加」のため、達成率での表記はしない。

(※2) 令和4年度をもって事業終了予定

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数は、前年度に引き続き33全市町村となり、目標達成の状態を維持している。
- ・ 本県の養育支援訪問事業の実施市町村数は、前年度と同じ30市町村となり、目標の「現状より増加」は達成できていない。
- ・ 本県の独自事業である若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数は前年度から25件減少の23件となり、達成率は46%となった。

原因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって連携校との関係づくり事業（校内カフェ）が中止となる等、みらいデスクの周知が進まなかったことが考えられる。今後については、地域若者サポートステーション事業及びかながわ子ども・若者総合相談事業等により若者の進路に関する

相談に応じる。

イ 参考数値

【放課後児童クラブの設置】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑩	放課後児童クラブの設置数	1,388 箇所	1,400 箇所	+12
		26,625箇所	26,925箇所	+300

- 本県の放課後児童クラブの設置数は、前年度から12箇所増加の1,400箇所となった。全国では前年度から300箇所の増加となっている。

【乳幼児健康診査】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑪	乳幼児健康診査の実施率 (受診率)	1歳6か月	95.6%	—
			95.2%	—
		3歳	94.2%	—
			94.5%	—

(※) 令和3年度の数値について、令和4年11月末時点で未発表

- 本県の令和2年度の乳幼児健康診査の実施率について、1歳6か月、3歳ともに令和元年度（1歳6か月：94.1%、3歳：92.2%）より増加している。

【子どもの居場所づくり】

〈全国の数値無し〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑫	子ども（18歳未満）を対象とした「子どもの居場所づくり」(※)を実施している市町村数	33 市町村	33 市町村	±0

(※) ⑨の「放課後子ども教室」を除く。

- 子どもを対象とした「子どもの居場所づくり」を実施している市町村数は、前年度に引き続き33全市町村である。

【高校中退者などへの就業支援】

〈全国の数値無し〉

指 標		R2年度	R3年度	前年度比
⑬	地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	43.3%	46.3%	+3.0

- 地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率は、前年度から3.0ポイント増加の46.3%となった。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R2年度	R3年度	R6目標
⑥	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等)等)【政令市、中核市除く】	7,389件	7,781件	(※)
		-	-	
⑦	母子・父子自立支援プログラム策定者数【政令市、中核市除く】	115名	93名	80名
		144%	116%	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000件)しているため、達成率は後述

- ・ 本県の母子・父子自立支援プログラム策定者数は、前年度か22名減少の93名となったが、目標は達成している。

(4) 経済的支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R2年度	R3年度	R6目標	
⑧	母子・父子自立支援員相談受付件数(※)【政令市、中核市除く】	児童(教育等)	2,236件	17,000件	
		生活一般(就労等)等	7,389件		7,781件
		生活援護(福祉資金等)	12,113件		11,819件
		合 計	21,738件		21,959件
			128%		129%

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000件)しているため、達成率は行政取り組み指標②、⑥と合わせて本表で整理する。

- ・ 本県の母子・父子自立支援員相談受付件数は、3区分の合計で21,959件となり、目標を達成している。

(5) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標	R2年度	R3年度	R6目標
⑨ 子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数	30市町村	30市町村	23市町村
	130%	130%	
⑩ 「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合	(※) - %	72.8%	80%
	- %	91%	

(※) 令和2年度は県民ニーズ調査での調査項目となっていないため未把握

- 子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数は、令和元年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、計画策定が市町村の努力義務となったことにより策定が進み、30市町村で制定されており、令和2年度、令和3年度共に目標を達成している。
- 「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合は令和元年(65%)から7.8ポイント増加している。

イ 参考数値

【実態調査等】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標	R2年度	R3年度	前年度比
⑭ 貧困の状態にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数	10 県市町村	9 県市町村	▲ 1

- 令和3年度に貧困の状態にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数は、前年度から1自治体少ない9県市町村であった。

(6) その他の構成事業の実施状況

行政取り組み指標、参考数値として数値で確認したもの以外の構成事業の実施状況は、【別添2】のとおりとなっている。

神奈川県子どもの貧困対策推進計画(令和2年～令和6年) 指標一覧

別添1

(子ども指標)

(下段は国データ)

	基本方向	ライフステージ	設定指標	単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	所管所属	
1	教育	学童期～青年前期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率★	%	/	/	95.2	96.6	95.6	96.6	生活援護課	
					/	/	93.7	94	93.7	93.7	生活援護課	
2	教育	学童期～青年前期	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)★	%	/	/	98.2	100	100	未発表	子ども家庭課	
					/	/	95.8	98.2	未発表	未発表	子ども家庭課	
3	教育	学童期～青年前期	就学援助率	小学校	%	14.4	14.2	14.0	13.6	13.4	未発表	子ども教育支援課
						14.2	14.2	14.1	13.9	13.7	未発表	子ども教育支援課
				中学校	%	17.5	17.3	17.2	16.8	16.5	未発表	子ども教育支援課
						17.3	17.0	16.7	16.4	16.3	未発表	子ども教育支援課
4	教育	青年中期	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率★	%	/	/	37.4	39.9	38.3	48.1	生活援護課	
					/	/	36	36.1	37.3	39.9	生活援護課	
5	教育	青年中期	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校等卒業後)★	%	/	/	25.9	31.0	32.2	未発表	子ども家庭課	
					/	/	30.8	43.84	未発表	未発表	子ども家庭課	
6	教育	青年中期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率★	%	/	/	4.9	5.3	3.5	2.8	生活援護課	
					/	/	4.1	4.3	4.1	3.6	生活援護課	
7	教育	青年中期	高等学校等中途退学率★ (公立・全世帯)	全日制	%	/	/	1.3	1.1	0.8	0.9	学校支援課
						/	/	0.8	0.7	0.6	0.7	学校支援課
				定時制	%	/	/	11.7	9.9	8.3	8.9	学校支援課
						/	/	9.3	8.5	7.1	7.1	学校支援課
通信制	%	/	/	11.2	10.6	9.8	9.1	学校支援課				
		/	/	6.4	5.8	5.6	4.7	学校支援課				
8	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ (公立・全世帯)	全日制	人	/	/	1,698	1,351	991	1,089	学校支援課
						/	/	17,263	15,063	11,754	12,971	学校支援課
				定時制	人	/	/	817	619	477	459	学校支援課
						/	/	7,668	6,710	5,426	5,115	学校支援課
通信制	人	/	/	414	384	365	331	学校支援課				
		/	/	3,582	3,265	3,103	2,521	学校支援課				

神奈川県子どもの貧困対策推進計画(令和2年～令和6年) 指標一覧

別添1

(子ども指標)

(下段は国データ)

	基本方向	ライフステージ	設定指標	単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	所管所属	
9	教育	青年中期	高等学校等中途退学率★ (私立・全世帯)	全日制	%			1.0	0.9	0.8	1.1	私学振興課
							1.3	1.2	1.0	1.2	私学振興課	
				通信制	%			3.4	4.4	2.7	3.0	私学振興課
							5	4.1	3.0	3.5	私学振興課	
10	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ (私立・全世帯)	全日制	人			708	607	577	769	私学振興課
							13,834	12,017	10,079	12,493	私学振興課	
				通信制	人			25	29	17	19	私学振興課
							6,153	5,711	4,518	5,724	私学振興課	
11	教育	青年中期	高校生等奨学給付金(公立)の受給人数・受給率	受給人数	人			14,214	12,801	12,116	11,818	財務課
				受給率	%			10.1	9.3	9.0	9.0	財務課
12	教育	青年中期	高校生等奨学給付金(私立)の受給人数・受給率	受給人数	人			5,461	4,829	4,985	4,936	私学振興課
				受給率	%			7.3	6.5	7.1	7.1	私学振興課
13	教育	その他	母子父子寡婦福祉資金の貸付件数	修学資金	件			648	574	460	337	子ども家庭課
				就学支度資金	件			228	168	134	124	子ども家庭課
14	生活	妊娠期～乳幼児期	保育所等利用児童数・利用率	児童数	人				157,949	164,234	167,590	次世代育成課
				利用率	%				36.7	38.7	40.01	次世代育成課
15	生活	学童期～青年前期	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後) (下段は国データを記入)		%			0.9	0.7	0.7	0.3	生活援護課
15	生活	学童期～青年前期			%			1.5	1.4	1	1	生活援護課
16	生活	学童期～青年前期	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後) (下段は国データを記入)		%			1.8	0	0	未発表	子ども家庭課
16	生活	学童期～青年前期			%			2.4	0.39	未発表	未発表	子ども家庭課
17	生活	青年中期以降	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後) (下段は国データを記入)		%			39.8	37.1	35.7	30.9	生活援護課
17	生活	青年中期以降			%			46.6	47.2	43.6	41.3	生活援護課
18	生活	青年中期以降	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後) (下段は国データを記入)		%			66.7	58.6	54.8	未発表	子ども家庭課
18	生活	青年中期以降			%			62.5	42.34	未発表	未発表	子ども家庭課
19	生活	青年中期以降	地域若者サポートステーションの相談受付件数		件			3,817	3,765	3,734	4,221	青少年課
20	経済	その他	児童扶養手当の受給資格者と受給対象児童数	受給資格者	人			58,037	56,616	55,799	54,676	子ども家庭課
				受給対象児童数	人			73,086	70,728	68,673	66,634	子ども家庭課

(行政取組み指標)

(下段は国データ)

	主要施策	設定指標	単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	目標(2024年度)	所管所属	
1	教育	スクールカウンセラーの配置率★	小学校	%	/	/	100	100.0	100.0	100.0	100	子ども教育支援課
					67.8	88.5	90.0	92.1	子ども教育支援課			
			中学校	%	/	/	100	100.0	100.0	100.0	100	子ども教育支援課
					89	96.6	97.0	97.1	子ども教育支援課			
2	教育	母子・父子自立支援員相談受付件数(児童(教育等))	件	/	/	1,725	2,230	2,236	2,359	① (※1)	子ども家庭課	
3	生活	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	市町村	/	/	33	33	33	33	現状維持	次世代育成課	
4	生活	養育支援訪問事業の実施市町村数	市町村	/	/	30	30	30	30	現状より増加	次世代育成課	
5	生活	若者の進路総合相談窓口(かながわみらいデスク)の登録件数(※2)	件	/	/	-	25	48	23	50	青少年課	
6	就労	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等)等)	件	/	/	5,617	7,396	7,389	7,781	② (※1)	子ども家庭課	
7	就労	母子・父子自立支援プログラム策定者数	名	/	/	70	108	115	93	80	子ども家庭課	
8	経済	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活援護(福祉資金等))	件	/	/	9,348	10,339	12,113	11,819	③ (※1)	子ども家庭課	
9	基盤づくり	子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数	市町村	/	/	/	5	30	30	23	次世代育成課	
10	基盤づくり	「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合	%	/	/	/	65	—	72.8	80	次世代育成課	

(※1) ①、②、③の計 (※2) 令和4年度をもって事業終了予定

(参考数値)

	主要施策	設定指標	単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	所管所属	
1	教育	スクールソーシャルワーカーの配置人数	小学校	人			109	117	134	147	子ども教育支援課
							2,377	2,659	2,859	3,091	子ども教育支援課
2	教育	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校★	%			39.1	38.4	47.7	47.9	子ども教育支援課
							50.9	54.2	56.9	63.2	子ども教育支援課
			中学校★	%			52.3	48.0	52.0	55.3	子ども教育支援課
							58.4	59.7	61.7	68.1	子ども教育支援課
		高等学校（県立）	%			73.8	80.5	76.7	78.0	学校支援課	
3	教育	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）★		%		69.7	78.8	69.7	78.8	90.9	子ども教育支援課
				%		65.6	69.4	75.3	78.7	81.1	子ども教育支援課
4	教育	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況★	小学校	%			21.2	66.7	97.0	100.0	子ども教育支援課
							47.2	73.7	82.3	83.7	子ども教育支援課
			中学校	%			63.6	87.9	100.0	100.0	子ども教育支援課
						56.8	78.9	83.8	85.1	子ども教育支援課	
5	教育	学校給食実施率（ ）内は完全給食実施率	小学校	%			99.6	99.8 (99.8)	調査中止	未発表	保健体育課
			中学校	%			63.7	63.6 (44.5)		未発表	保健体育課
			義務教育学校	%			100	100 (100)		未発表	保健体育課
6	教育	地域未来塾の実施箇所数	箇所			2	4	4	13	生涯学習課	
7	教育	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数	市町村				30	31	31	生活援護課	
8	教育	「学習支援」を実施している市町村数（市町村の独自財源）	市町村				8	10	10	次世代育成課	
9	教育	放課後子ども教室の実施箇所数	箇所			146	167	171	178	生涯学習課	
10	生活	放課後児童クラブの設置数	箇所			1,243	1,311	1,388	1,400	次世代育成課	
11	生活	乳幼児健康診査の実施率(受診率)	1歳6か月	%		95.9	96.5	94.1	95.6	未発表	健康増進課
			3歳	%		95	95.6	92.2	94.2	未発表	健康増進課
12	生活	子ども（18歳未満）を対象とした「子どもの居場所づくり」を実施している市町村数（NO.9 放課後子ども教室を除く）	市町村		19	19	調査中止	33	33	次世代育成課	
13	生活	地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	%			40.1	46.5	43.3	46.3	青少年課	
14	基盤づくり	貧困の状況にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数	県市町村			13	12	10	9	次世代育成課	

神奈川県子ども貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
1	I	1	(1)	1-(1)-①	幼児教育の無償化 子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供するため、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。	県内33市町村に対して、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯の利用料を無償化するため、県負担分を支給した。	次世代育成課
			(1)	1-(1)-①			次世代育成課
			(1)	1-(1)-①			次世代育成課
			(1)	1-(1)-①			次世代育成課
			(1)	1-(1)-①			次世代育成課
			(1)	1-(1)-①			次世代育成課
			(1)	1-(1)-①			次世代育成課
			(1)	1-(1)-①			次世代育成課
9	I	1	(1)	1-(1)-①	子ども・子育て支援法改正法に基づき、市町村が実施する事業の給付費の1/4を負担することによって、幼児教育の利用者負担額が軽減された。	私学振興課	
			(1)	1-(1)-①			
10	I	1	(1)	1-(1)-②	実費徴収補給付事業費補助（私立幼稚園） 幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、給食費として私立幼稚園が徴収する費用のうち、副食材料費相当分について、低所得世帯の園児及び第3子以降の園児を対象に一部を補助します。	子ども・子育て支援法改正法に基づき、給食費として私立幼稚園が徴収する費用について、市町村が実施する事業の支援費の1/3を負担することによって、低所得者及び多子世帯への負担が軽減された。	私学振興課
			(2)	1-(2)-①			
11	I	1	(2)	1-(2)-①	幼稚園教諭・保育士などの処遇改善 施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図ります。	県内33市町村に対して、幼稚園教諭や保育士などの処遇を改善するため、県費負担分を支給した。	次世代育成課
			(2)	1-(2)-①			
12	I	1	(2)	1-(2)-②	幼稚園教諭、保育教諭、保育士などのキャリアアップの取組みの実施 職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。	（保育C）保育所に勤務する保育士向けの研修等を実施する保育センターへの運営費の補助を実施した。	次世代育成課
			(2)	1-(2)-②			
14	I	1	(2)	1-(2)-②	（幼稚園・こども園新規採用教員研修、中堅教諭等資質向上研修等、教員の研修に関わる事業は総合教育センターに移管した。） ・文部科学省委嘱幼稚園教育課程等神奈川県研究協議会、同保育技術協議会等を行い、教員のスキル向上のため協議会を実施した。 ・幼稚園・こども園等の職員を対象に研修を実施する団体に対して、賛助金を給付した。	子ども教育支援課	
			(2)	1-(2)-②			
15	I	2	(1)	2-(1)-①	スクールソーシャルワーカー配置活用事業 課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣します。	・公立小・中学校（政令市・中核市除く）への対応として、4教育事務所計48人のスクールソーシャルワーカーを配置した。 ・教育局に2人のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対する適切な指導・支援を行った。	子ども教育支援課
			(1)	2-(1)-①			
16	I	2	(1)	2-(1)-①	スクールカウンセラー等配置活用事業 児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。	・公立小・中学校（政令市除く）への対応として、すべての中学校（174校）にスクールカウンセラーを配置した。 ・横須賀市及び4教育事務所に各1人のスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーに対する助言を行うことで、課題の解決や資質の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善等を行った。	子ども教育支援課
			(1)	2-(1)-②			
17	I	2	(1)	2-(1)-②	スクールカウンセラー等配置活用事業 児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。	・公立小・中学校（政令市除く）への対応として、すべての中学校（174校）にスクールカウンセラーを配置した。 ・横須賀市及び4教育事務所に各1人のスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーに対する助言を行うことで、課題の解決や資質の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善等を行った。	子ども教育支援課
			(1)	2-(1)-②			
18	I	2	(1)	2-(1)-②	スクールカウンセラー等配置活用事業 児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。	・公立小・中学校（政令市除く）への対応として、すべての中学校（174校）にスクールカウンセラーを配置した。 ・横須賀市及び4教育事務所に各1人のスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーに対する助言を行うことで、課題の解決や資質の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善等を行った。	子ども教育支援課
			(1)	2-(1)-②			
19	I	2	(1)	2-(1)-②	スクールカウンセラー等配置活用事業 児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。	・公立小・中学校（政令市除く）への対応として、すべての中学校（174校）にスクールカウンセラーを配置した。 ・横須賀市及び4教育事務所に各1人のスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーに対する助言を行うことで、課題の解決や資質の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善等を行った。	子ども教育支援課
			(1)	2-(1)-②			
20	I	2	(1)	2-(1)-②	スクールカウンセラー等配置活用事業 児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。	・公立小・中学校（政令市除く）への対応として、すべての中学校（174校）にスクールカウンセラーを配置した。 ・横須賀市及び4教育事務所に各1人のスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーに対する助言を行うことで、課題の解決や資質の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善等を行った。	子ども教育支援課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
21	I	2	(1)	2-(1)-③	教育相談の推進 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。具体的には、幼児から18歳くらいまでの子どもの学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。	子どもに関する悩みや困りごとに対して、来所相談、電話相談、Eメール相談を実施し、計10,416件の相談に対応した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で来所相談を休止したり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために相談対応件数を制限したりした。相談の内容や緊急度に応じて、児童相談所や教育局担当部署と連携を行った。	教育局総務室（総合教育C）
			(2)	2-(2)-①	教育水準の維持・向上 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法などにに基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である「学習指導要領」を定めており、県教育委員会では、「学習指導要領」が円滑かつ着実に実施されるよう、市町村教育委員会及び各学校を支援し、県の教育水準の維持・向上を図ります。	・幼稚園、小学校、中学校の教員や市町村教育委員会の指導主事を対象とする教育課程研究会や学習指導及び学習評価に関する会議等を実施した。 ・教育関係団体が実施する研究や研修に要する経費を助成した。 ・小学校生活をスムーズにスタートできるよう、児童を支える取組や相談窓口を紹介するリーフレットを作成し、公立小学校1年生の全児童に配付した。	子ども教育支援課
22	I	2	(2)	2-(2)-②	確かな学力向上の推進 「学習指導要領」を踏まえ、子どもたちの確かな学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識・技能などの習得や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成に加え、子どもたちの「学びに向かう力」のかん養に向け、授業の更なる充実をめざした校内研修・研究の推進を図ります。	・児童・生徒の学習意欲を高め、学びの質を向上させるために、17市町村を「学びづくり推進地域」に指定し、「学びづくり推進地域研究委託事業」を実施した。研究成果は、かながわ学力向上シンポジウム等で周知した。 ・かながわ学力向上シンポジウムをオンライン開催し、学校関係者、児童・生徒、大学生、保護者、学識経験者などが学力の向上について議論した。	子ども教育支援課
				2-(2)-③	学習指導方法の工夫・改善 公立小・中学校における少人数学級やチームティーチング、習熟度別指導などの学習指導について、市町村教育委員会が児童・生徒の状況に応じて指導形態を選択し対応できるよう、国からの加配措置を活用して教員を配置します。	令和3年度は、小学校530人、中学校446人を配置した。各校の実情（毎年の児童生徒の状況、学校経営計画等）に合わせて、計画的に配置している。	教職員人事課
23	I	2	(2)	2-(2)-④	一時保護児童教育推進事業 一時保護所を併設している児童相談所（中央（R3～大綾）・平塚・厚木）にそれぞれ教員資格者を配置し、児童が一時保護され、学校へ通学できない間も、継続して教育が受けられるよう、配慮します。	一時保護所を併設している児童相談所に教員資格者を配置することができた。	子ども家庭課
				2-(2)-⑤	教員向け研修の実施 初任者研修の中で、子どもの貧困の現状を知り、子どもの人権を守る具体的な対応について理解を深める研修を行います。また、子どもの貧困に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付け、子どもの貧困の理解促進を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、フォーラム開催に代わり、WEB講座の受講を職員向け研修講座に位置付けることで、子どもの貧困の理解促進を図った。 【令和3年度実績】 ・子ども支援WEB講座2回	次世代育成課
24	I	2	(2)	2-(2)-⑤	初任者研修講座で全校種を対象に「人権教育」を実施した。また、オンライン研修「子ども支援フォーラム（次世代育成課）」を教員向け研修講座に位置付けた。		教育局総務室（総合教育C）
				2-(2)-⑥	キャリア教育の推進 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	*新型コロナウイルスの影響もあったが、「キャリア教育実践プログラム」を全校・全課程で策定し、おおむね計画的・体系的に推進することができた。 *学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などの社会的自立に向け、インターンシップや外部連携等をおとして、在学中に社会を体験できる。	高校教育課
25	I	3	(1)	3-(1)-①	高校生世代自立支援事業 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課
				3-(1)-②	スクールソーシャルワーカー配置活用事業（再掲） 課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣します。	・「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを県立高等学校の拠点校に30名を配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を6,211回実施した。 ・相談内容で多いのは、家庭環境、心身の健康・保健、発達障害、不登校・長期欠席、学校生活への不適応であった。 ・解決・好転率は58.3%であった。 ・連携した関係機関で多いのは、児童家庭福祉の関係機関、保健・医療の関係機関であった。	学校支援課
26	I	3	(2)	3-(2)-①	柔軟な学びのシステムの活用 県立高等学校においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、意思ある若者に広く学習機会が提供できるよう、進路変更による転学の弾力化や高校中退者の積極的な受入れを行うとともに、こうしたしくみについて周知を行うなどの支援を進めます。	転入学については、積極的な進路変更と教育的配慮を必要とする転学希望者が1名ずついました。中途退学者募集においては、募集定員35人に対して4人が受検し、4人が合格しました。	高校教育課
				3-(2)-②	かながわ若者サポートステーション事業 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意識を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自治体の福祉主管課等へのアウトリーチ支援や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの講座実施をはじめ、利用者がコロナ禍でも就労に向けた準備ができるよう、オンライン面接のコツやZoomの使い方など実践的な講座やセミナーを実施した。	青少年課
27	I	3	(2)	3-(2)-③	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課
				3-(2)-④			
28	I	3	(2)	3-(2)-④			
29	I	3	(2)	3-(2)-④			
30	I	3	(2)	3-(2)-④			
31	I	3	(2)	3-(2)-④			
32	I	3	(2)	3-(2)-④			
33	I	3	(2)	3-(2)-④			

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
34	I	3	(2)	3-(2)-⑤	学び直し支援等事業	公立高等学校の生徒191人に対して支援金を支給したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	財務課
					高等学校などを中途退学した方が再び高等学校などで学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金相当額を支給します。	学び直し支援金の対象者に対して、就労支援金相当の支給を行いました。	私学振興課
35	I	3	(2)	3-(2)-⑤			
36	I	4	(1)	4-(1)-①	生活保護（進学準備給付金）	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学した場合に、自宅からの通学には10万円、転居をしての通学には30万円を一時金として支給している。大学等への進学を目標に、希望を持つことができ、貧困の連鎖を断ち切る要因となる。	生活保護課
					貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内（町村部）の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。		
37	I	4	(1)	4-(1)-②	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）	〈主な取組実績〉 令和3年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：337件 技能習得資金：4件 修業資金：22件 生活資金：11件 転宅資金：3件 就学支度資金：124件	子ども家庭課
					配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。	〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の助けを行うことができた。	
38	I	4	(1)	4-(1)-③	県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業	産業技術短期大学校における令和3年度の定員200名、入校者数146名、修了者数132名、就職者数123名、就職率92.5%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。	産業人材課
					県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業生などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施します。なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者については、授業料を免除します。	実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施し、修了3か月後時点で、92.5%の就職率を上げることができた。	
39	I	4	(1)	4-(1)-④	かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度	相談件数3件 減免件数3件 生活困難であった学生が当該制度を利用し、学費に負担を抱えずに学業に専念することができ、現在も卒業に向け学業に専念している。	農業振興課 （かながわ農業アカデミー）
					かながわ農業アカデミーにおいて、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除します。		
40	I	4	(1)	4-(1)-⑤	かながわ農業アカデミー特例	資金借入件数0件 利子補給件数8件 県が利子補給することにより、無利子で返済することができ、資金利用者が授業料や教材費に不安や負担を感じずに学業に専念し、卒業することができている。	農業振興課 （かながわ農業アカデミー）
					かながわ農業アカデミーにおいて、学生が授業料などの資金を融資機関から無利子で借り入れることができるように、県が融資機関に対して利子補給を行います。		
41	I	4	(1)	4-(1)-⑥	県立保健福祉大学の入学科、授業料の減免制度	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者の入学科、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学科減免実績：21名 4,136,000円 ・授業料減免実績：151名 31,790,800円	医療課（県立保健福祉大学）
					県立保健福祉大学の入学科、授業料の減免制度県立保健福祉大学において、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者などについては、入学科、授業料を減額、又は免除します。	【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学科、授業料を減額、又は免除し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対処に寄与することができました。	
42	I	4	(1)	4-(1)-⑦	県立看護専門学校の入学科、授業料の減免制度	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者の入学科、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学科減免実績：26名 1,540,400円 ・授業料減免実績：119名 9,813,400円	医療課（各県立看護専門学校）
					平塚看護大学、よこはま・衛生看護専門学校において、学業が優秀であり、かつ、経済的理由により授業料などの納付が困難であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者について、入学科、授業料を減額、又は免除します。	【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学科、授業料を減額、又は免除し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対処に寄与することができました。	
43	I	4	(1)	4-(1)-⑧	神奈川県看護師等修学資金貸付金	【特別貸付取組実績】 保健医療人材を確保するため、県内養成施設に在学し、卒業後に県内で看護職に従事する意思がある者へ修学資金を貸付ける事業であって、特別貸付としては、住民税が非課税の世帯又は均等割のみの世帯の者を対象に以下の貸付を実施した。 貸付人数・貸付金額 57人・27,880,000円	医療課
					県内の養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある者へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。一般貸付と特別貸付があり、貸付額の多い特別貸付については、市町村住民税非課税世帯もしくは市町村住民税所得割非課税世帯の者を対象とします。	【効果】 修学資金を貸付けることで、子どもの修学機会の拡大や、保護者への経済的支援を行った。	

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課		
新規				神奈川県看護師等修学資金貸付金（2年課程） 看護師等養成施設の2年課程に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある者へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。市町村住民税非課税世帯もしくは市町村住民税所得割非課税世帯の者のほかに、一定の収入等の基準を満たす者を対象とします。	【2年課程貸付取組実績】 保健医療人材を確保するため、看護師等養成施設の2年課程に在学し、卒業後に県内で看護職に従事する意思がある者へ修学資金を貸し付ける事業であって、市町村住民税非課税世帯もしくは市町村住民税所得割非課税世帯の者のほかに、一定の収入等の基準を満たす者を対象に以下の貸付を実施した。 貸付人数・貸付金額 6人・3,060,000円 【効果】 修学資金を貸付けることで、学生の修学機会への拡大や、家庭への経済的支援を行った。	医療課		
	44	I	4	(1)	4-(1)-⑨	私立専門学校修学支援負担金 真に支援が必要な低所得者世帯の学生の経済的負担を軽減するため、授業料などの減免を実施した私立専門学校に対して、費用を支弁します。	住民税非課税世帯等を対象に、授業料などの減免を実施した私立専門学校に対して、費用を支弁しました。	私学振興課
	45	I	5	(1)	5-(1)-①	児童保護措置費 児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。	適切な養護が必要な児童を保護し、民間児童福祉施設への入所や里親への養育委託等の措置を行った場合の施設運営、児童養育等のための経費を支弁した。	子ども家庭課
	46	I	5	(1)	5-(1)-②	県立児童福祉施設学校教育推進事業 県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担した。	子ども家庭課
	47	I	5	(1)	5-(1)-②	特別支援教育就学奨励費補助金 市町村が事業主体となって、特別支援学級などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な支援を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	・就学のために必要な支援を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（国）することにより、特別支援学級などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。 （国庫補助額） ・特別支援教育就学奨励費補助金 159,336,000円 ※国の事務委任	子ども教育支援課
	48	I	5	(2)	5-(2)-②	特別支援教育就学奨励費 各家庭の収入に応じて、特別支援学校の通学にかかった通学費、給食費、学用品費などを支給します。	・特別支援学校51校（県立29校、市立20校、私立2校）、支弁対象人数7,042名へ支給した。 ・保護者等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援教育の振興が図られた。	特別支援教育課
	49	I	5	(2)	5-(2)-③	特別支援学校高等部における進路指導の充実 生徒の進路支援のあり方や、進路先の開拓の取組み、卒業後のフォローアップも含めた学校から社会生活への移行期の取組みについて、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施します。	・感染症予防対策として、第1回目は各校1人の出席とし、集合開催で実施した。第2回目はコロナ禍の影響で、書面開催とした。 ・各障害別部会については集合、オンライン、書面開催で14回開催した。 ・知的障害部会について、川崎・横浜・県域の地区会は各校1人の参加人数とする等の感染症対策を行い、第1回は、集合開催を行い、進路支援に関する情報提供や各校の進路指導の現状等の情報交換をした。	特別支援教育課
	50	I	5	(2)	5-(2)-④	進路指導推進事業 生徒の社会的自立の促進のため、産業現場などにおける実習を実施するとともに、職場実習先の開拓や職場実習先への理解啓発を行います。また、就労促進のため、清掃技能検定を実施するとともに、社会教育施設などでの清掃実習を実施します。	・教員の実務研修の推進については、コロナ禍ではあったが、企業と連携を行い、26名20社にて実施を行い、研修成果を所属校で活用した。報告会については、書面開催となった。 ・現場実習の推進について、企業等の協力を得て現場実習を実施した。知的高等部全体で、3,828名が参加した。	特別支援教育課
	51	I	5	(2)	5-(2)-④	清掃技能検定について、コロナ禍の状況であったため、年2回の検定は自校開催で実施した。 受検者数：12校 171名（第12回） 受検者数：18校 225名（第13回）		特別支援教育課
	52	I	5	(3)	5-(3)-①	外国人学校生徒等支援事業 外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を行います。	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助しました。	私学振興課
	53	I	5	(3)	5-(3)-②	外国につながる児童・生徒への支援 小・中学校においては、日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒が多く在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みなどの相談などの指導・支援を行います。また、外国につながる子どもの支援を行っているNPOなどとの連携を密に図り、学校内外の支援を充実します。	・4市町に対して補助金を交付することにより、小・中学校において、特別の教育課程の編成、多言語に対応した支援員による日本語指導・教科学習の補習などを実施し、その成果を各市町村教育委員会に周知した。 ・外国につながる子どもの支援のための関係機関連絡会を開催し、市町村教育委員会や支援団体が情報共有、意見交換を図った。	子ども教育支援課
	54	I	5	(3)	5-(3)-②	高等学校においては、外国籍の生徒が多く在籍する横浜北東・川崎地域の県立高等学校の一部への日本語指導員の配置、NPOなどと協働した入学予定者への入学前の日本語指導、入学後の週末における日本語・学習支援、多文化教育コーディネーター及び学習支援員の派遣、外国籍生徒の保護者と意思疎通を図るための通訳の派遣など、入学前から卒業まで、包括的な支援を行います。	高校においては、外国につながるある生徒数が多い県立高等学校22校を支援校とし、多文化教育コーディネーターや学習支援員を派遣した。また、外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るため、通訳の派遣を行いました。 また、横浜北東、川崎地域においては、川崎高校を拠点に、プレスクールを設置し、高校合格後から入学までの間に、日本語、日本の学校のルール、日本の習慣等について学ぶなど、高校生活を円滑に始めるための支援を行いました。	高校教育課
55	I	5	(3)	5-(3)-②			高校教育課	
56								

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
57	I	5	(3)	5-(3)-③	日本語指導の充実 日本語指導を必要としている児童・生徒の支援のため、教員を対象に、児童・生徒が抱えている諸課題について理解を深め、日本語指導の指導方向を図る「日本語指導研修講座」を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、協議を縮小して実施した。受講者アンケートの評価は好評で、受講者に日本語指導を必要とする児童・生徒が抱える諸課題についての理解を深め、新たな視点を待ってもらうことができた。	教育局総務室（総合教育C）
				5-(3)-④	外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民がなごわづらざ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での悩み等、教育に関する相談を1,213件受け、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	国際課
58	I	6	(1)	6-(1)-①	小中学校等就学支援事業（私立小・中学校） 私立小中学校などに通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年収約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	私立小中学校等に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、私立小中学生等のいる年収約400万円未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。	私学振興課
59	I	6	(1)	6-(1)-②	要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学校給食費） 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	神奈川県分実績なし。 市町村については7市が交付決定を受け、実績としては、計7人の児童に対し援助を行った。	保健体育課
				6-(1)-②	市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することができ、教育機会の確保を図ることができた。 （国庫補助額） ・学用品費等 17,476,000円 ・医療費 57,313円 ※国の事務委任	・就学のため必要な援助を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（国）することにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。 （国庫補助額） ・学用品費等 17,476,000円 ・医療費 57,313円 ※国の事務委任	子ども教育支援課
60	I	6	(1)	6-(1)-③	市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 東日本大震災及び大規模災害により被災し、経済的理由により就学などが困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保のため、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業に要する経費に対し補助します。	対象児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減することができ、教育機会の確保を図ることができた。 （補助額） 1大規模災害対応分 該当なし 2東日本大震災対応分 ・被災児童生徒就学援助事業 3,487,000円	子ども教育支援課
				6-(1)-③	東日本大震災及び大規模災害により被災し、経済的理由により就学などが困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保のため、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業に要する経費に対し補助します。	対象児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減することができ、教育機会の確保を図ることができた。 （補助額） 1大規模災害対応分 該当なし 2東日本大震災対応分 ・被災児童生徒就学援助事業 3,487,000円	子ども教育支援課
61	I	6	(2)	6-(2)-①	高等学校等就学支援金等制度（公立・私立高校） 授業料に充てるための高等学校等就学支援金などを一定の収入額未満の世帯の生徒に支給します。なお、就学支援金などは、県及び高校設置市の授業料償還に充当します。	公立高等学校の生徒97,668人及び専攻科の生徒8人に対して就学支援金を支給したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	財務課
				6-(2)-①	私立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、私立高校生等のいる年収約910万円未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。	私立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、私立高校生等のいる年収約910万円未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。	私学振興課
62	I	6	(2)	6-(2)-②	高校生等奨学給付金（公立・私立高校） 生活保護世帯や都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の種類（生活保護、非課税、兄弟の有無）や学校の種類（全日制・定時制・通信制・専攻科、国公立・私立）によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給します。	対象世帯に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	財務課
				6-(2)-②	生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。	生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。	私学振興課
63	I	6	(2)	6-(2)-③	私立高等学校等生徒学費補助金 県内の私立の高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者などの負担の軽減を図るため、学費など（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行います。	一定の所得金額以下の保護者に対し、学費軽減を行った学校に対し補助を行うことで、保護者負担の軽減を図った。	私学振興課
				6-(2)-③	私立学校生徒学費緊急支援補助金 保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助を行いました。	保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助を行いました。	私学振興課
64	I	6	(2)	6-(2)-④	被災児童生徒等就学支援補助金 東日本大震災及び大規模災害により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校などに対して助成します。	令和3年度は、申請がなかった。	私学振興課
				6-(2)-④	東日本大震災及び大規模災害により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校などに対して助成します。	令和3年度は、申請がなかった。	私学振興課
65	I	6	(2)	6-(2)-⑤	県立児童福祉施設学校教育推進事業《再掲》 県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担した。	子ども家庭課
				6-(2)-⑤	県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担した。	子ども家庭課
66	I	6	(2)	6-(2)-⑥	県立学校授業料等免除制度 生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学検定料、入学金の全部又は一部を免除します。	対象となる1,039人の入学検定料及び975人の入学金の全額又は半額を免除し、更に、123人の授業料を免除したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	財務課
				6-(2)-⑥	生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学検定料、入学金の全部又は一部を免除します。	対象となる1,039人の入学検定料及び975人の入学金の全額又は半額を免除し、更に、123人の授業料を免除したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	財務課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
75	I	6	(2)	6-(2)-⑧	高等学校奨学金貸付金（短期臨時奨学金を除く） 県内に在住し県内の高等学校など（高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部）に在籍する生徒や、保護者が県内に在住し高等学校等及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、学業などに意欲があり学資の援助を必要とする場合に貸付けを行います。	学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等に対して奨学金を貸付け、修学を支援した。	財務課
				6-(2)-⑨	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付けを行います。	〈主な取組実績〉 令和3年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：337件 技能習得資金：4件 修業資金：22件 生活資金：11件 転宅資金：3件 就学支度資金：124件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の助けを行うことができた。	子ども家庭課
76	I	6	(2)	6-(2)-⑩	生活福祉資金（教育支援資金） 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和3年度教育支援資金貸付実績 決定件数1,265件 決定金額 577,023千円	生活保護課
				6-(3)-①	生活福祉資金（教育支援資金）《再掲》 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和3年度教育支援資金貸付実績 決定件数1,265件 決定金額 577,023千円	生活保護課
77	I	6	(3)	6-(3)-②	生活保護（進学準備給付金）《再掲》 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内（町村部）の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学した場合に、自宅からの通学には10万円、転居をしての通学には30万円を一時金として支給している。大学等への進学を目標に、希望を持つことができ、貧困の連鎖を断ち切る要因となる。	生活保護課
				6-(4)-①	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付けを行います。	〈主な取組実績〉 令和3年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：337件 技能習得資金：4件 修業資金：22件 生活資金：11件 転宅資金：3件 就学支度資金：124件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の助けを行うことができた。	子ども家庭課
78	I	7	(1)	7-(1)-①	放課後子ども教室推進事業に対する支援 放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動などの取組みを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	26市町村（178箇所）で実施された放課後子ども教室推進事業に支援を行った。 感染対策を施しながら、地域の大人との交流の場を創出することができた。	生涯学習課
				7-(1)-②	地域未来塾推進事業に対する支援 学習支援が必要な中学生などに対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	3市町（13箇所）で実施された地域未来塾推進事業に支援を行った。 基礎的な学習内容の定着、家庭学習の習慣化に効果がみられた。	生涯学習課
79	I	7	(1)	7-(1)-③	地域学校協働活動推進事業に対する支援 地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築する取組みや、多彩な経験や技能を持つ外部人材などの参画により土曜日などに教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	13市町（138箇所）で実施された地域学校協働活動推進事業に支援を行った。 感染対策を施しながら、地域の子どもの育ちを支えるだけでなく、地域のつながりを広げ活性化することができた。	生涯学習課
				7-(2)-①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。 a 子ども支援員の配置 b 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施 c 子どもの健全育成プログラム改定版の策定	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、子ども支援員による活動等に制限はあったが、感染予防を徹底するなど、学習支援を継続して実施することが出来た。コロナ禍における活動に於いても実施方法を模索しながら事業を継続することで、学習の定着に繋がっている。高校進学を希望する子どもたちについては、進学することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	生活保護課
80	I	7	(3)	7-(3)-①	県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進 令和2年度に県立学校全校にコミュニティ・スクールを導入することに伴い、各コミュニティ・スクールの取組事例などの情報を共有するとともに、一層の推進に向けて全校を対象とした研修会を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。	学校運営協議会の規則を一部改正し、それに伴い、要綱及び手引きを改定し、県立高等学校及び中等教育学校各校がコミュニティ・スクールの仕組みをさらに有効活用できるようにした。 各県立高等学校等のコミュニティ・スクールを導入した先進的な取組の普及啓発のため、学校別取組事例集を作成した。	高校教育課
				7-(3)-①	各県立特別支援学校のコミュニティ・スクールの設置部会を他校に紹介するなど、各学校の取組事例を共有した。	特別支援教育課	

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
87	I	7	(3)	7-(3)-②	市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの促進 市町村立学校については、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を設置し、市町村教育委員会間で情報の共有や協議を行うとともに、希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣するなどの支援を行い、県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。	・市町村教育委員会におけるコミュニティ・スクールの導入の促進と運営の充実を図るため、全ての市町村教育委員会を対象としたコミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を実施した。 ・4市町（葉山町、平塚市、秦野市、大井町）をモデル地区とし、域内のコミュニティ・スクールの推進体制を構築するための事業に対し、経費の一部を補助した。	子ども教育支援課
				8-(1)-①	神奈川県内の公立中学校夜間学級の設置に向けた検討・支援 神奈川県内では、横浜市に1校、川崎市に1校設置されています。（横浜市立時田中学校、川崎市立西中原中学校） なお、新たな設置に向けて、検討・協議を進めます。	・相模原市が令和4年度の開校を目指す中学校夜間学級について、他の市町村からの広域的な生徒の受け入れや、県立神奈川総合産業高校内への当分の間の設置等を主な内容とする、「連携と協力に関する基本協定」を9月に締結した。（締結者：相模原市、県、相模原市教育委員会、県教育委員会の四者） ・9月以降、この中学校夜間学級への生徒の入学を希望する市町村と、「生徒の就学及び費用負担に関する協定」を順次締結した。（締結者：相模原市、関係市町村、県教育委員会の三者。令和3年度末時点で14市町と締結） ・令和4年度入学予定者18名のうち、相模原市以外の市町村在住者は8名であった。	子ども教育支援課
88	I	8	(2)	8-(2)-①	生活保護（教育扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、要保護者に対し、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（最低生活に必要な費用の合計額）と収入として認められた額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給します。生活保護費のうち、「教育扶助」は、義務教育期間の子どもの世帯に給食費や学用品など、修学にかかる費用を支給するものです。なお、義務教育に伴って必要な費用については、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうしたしくみを活用し、本来の目的に使われるよう、必要と認めるときは、学校長などに直接交付します。	4保健福祉事務所、1センター、1支所で実施。支援を必要とする人に確実に教育扶助を支給した。	生活保護課
				8-(2)-②	要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）《再掲》 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行った場合、国がその経費の一部を補助します。	神奈川県及び市町村分、実績なし。	保健体育課
89	I	8	(3)	8-(3)-①	ふれあい心の友訪問援助事業 不登校児童及び情緒障がい児童などに対して、児童相談所の児童福祉司、児童相談員及び児童心理司による指導の一環として、子どもの兄・姉に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生など（メンタルフレンド）を、支援を要する子どもの家庭などに派遣し、子どもとのふれあいを通じて子どもの健全育成を援助します。	<取組実績> コロナ禍ではあったが、前年度コロナ禍において活動した経験を踏まえ工夫しながら、可能な限り活動を実施した。	子ども家庭課
				8-(3)-②	各種スポーツ大会などのイベント実施 県内の児童養護施設などにおいて、水泳大会、卓球大会、駅伝大会、野球・ソフトボール大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上などを図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、補助金申請がなかったため、実績は把握できない。	子ども家庭課
90	II	1	(1)	1-(1)-①	妊娠・出産包括支援推進事業 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化に向け、市町村との連絡調整会議や保健師などの専門職への研修、産後ケア事業などのニーズ把握調査などを実施し、市町村の取組みを支援します。	【取組実績】 1 連絡調整会議の開催：当課主催の会議と保健福祉事務所単位で会議を開催し、地域課題の把握と支援ができるよう努めた。 当課開催2回 保健福祉事務所開催 19回 2 従事者向け研修の開催：11回、参加者数延べ303人 【効果】 市町村との連絡調整会議による情報交換、妊娠出産支援事業に関する研修を行い、産後ケア等の事業展開を学ぶ機会を提供した。	健康増進課
				1-(1)-②	乳児家庭全戸訪問事業への支援 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うとともに、養育に関する相談・助言などを実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	30市町に事業費の補助を行った。養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止とした。	次世代育成課
91	II	1	(1)	1-(1)-③	養育支援訪問事業への支援 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果などにより、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	25市町に事業費の補助を行った。養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止とした。	次世代育成課
				1-(1)-④	乳幼児健康診査 1歳6か月と3歳の子どもの対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。	令和2年度の神奈川県乳幼児健診の受診率は1歳6か月児健診は95.6%、3歳児健診は94.2%である。コロナ禍であるが、各市町村で個別と集団検診を組み合わせ、受診率の維持ができています。	健康増進課
92	II	1	(1)	1-(1)-⑤	女性相談所での支援 特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と相互に連携しながら、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。	政令市を含む神奈川県内で発生した、困難な問題を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と連携し、課題整理と自立に向け、次の支援に繋がるよう支援を行った。 結果として、妊婦7人、同伴児童124人に対し支援を行った。	共生推進本部室
				97			

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
98	II	1	(1)	1-(1)-⑥	母子生活支援施設などにおける支援 母子生活支援施設は、18歳未満の子どものを養育している母子世帯、または何らかの事情で離婚の届出ができない、特定妊婦など、母子世帯に準じる世帯の女性が、子どもと一緒に入所できる施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能）施設では、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計など、母親と子どもが抱える個別の課題を解決し自立できるように専門的支援を行います。（神奈川県内には、現在、10か所）	市福祉事務所、県保健福祉事務所の母子保護の実施に要した支弁費用の一部を負担した。	子ども家庭課
			(1)	1-(1)-⑦	望まない妊娠などに関する相談事業（妊娠SOSかながわ） 望まない妊娠などの妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、医療機関、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。また、妊娠などの悩みに対応するため、相談員などの人材育成や妊娠・出産に関する普及啓発に取り組みます。	【相談実績】 1 LINE:488件 2 電話:241件 合計:709件 【効果】 相談709件のうち、277件（39%）が10代からの相談であり、そのうち212件がLINEによる相談が占めていることから、LINE相談の導入により若年層への相談支援体制の充実が図られた。	健康増進課
99	II	2	(1)	2-(1)-①	生活困窮者自立支援 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。	県所管域2箇所の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：1,079件	生活支援課
			(1)	2-(1)-②	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 《再掲》 生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、子ども支援員による活動等に制限はあったが、感染予防を徹底するなど、学習支援を継続して実施することが出来た。コロナ禍における活動に於いても実施方法を模索しながら事業を継続することで、学習の定着に繋がっている。高校進学を希望する子どもたちについては、進学することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	生活支援課
100	II	2	(1)	2-(1)-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	〈主な取組実績〉 〇市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。 令和3年度実績 派遣件数：16件 派遣回数：107回 〇町村域は県が直接事業を実施した。 令和3年度実績 派遣件数：1件 派遣回数：7回 〈効果〉 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	子ども家庭課
			(1)	2-(1)-④	民生委員・児童委員の活動支援 地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援を実施します。	民生委員活動費等を負担し、民生委員・児童委員活動の充実を図った。（市町村を通じて本人に交付）	地域福祉課
101	II	2	(2)	2-(2)-①	保育所の整備など 保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組みます。	保育所の整備など 保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組みます。	次世代育成課
			(2)	2-(2)-②	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	7市町に放課後児童クラブの設置・運営のための費用の補助等の支援を行った。	次世代育成課
102	II	2	(2)	2-(2)-②	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生などが、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康管理や遊びを通して、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	県内すべての市町村に放課後児童クラブの設置・運営のための費用の補助等の支援を行った。	次世代育成課
			(2)	2-(2)-③	保育士のキャリアアップの取組みの実施 職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。	（保育C）保育所に勤務する保育士向けの研修等を実施する保育センターへの運営費の補助を実施した。	次世代育成課
103	II	2	(3)	2-(3)-①	子育て短期支援事業への支援 保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した6市に運営費用等の補助を行った。	次世代育成課
			(3)	2-(3)-②	病児・病後児保育事業への支援 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児・病後児保育事業への支援 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	次世代育成課
109	II	2	(3)	2-(3)-②	病児・病後児保育事業への支援 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児・病後児保育事業への支援 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	次世代育成課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
110	II	2	(3)	2-(3)-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	<p>〈主な取組実績〉 〇市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。</p> <p>令和3年度実績 派遣件数：16件 派遣回数：107回</p> <p>〇町村域は県が直接事業を実施した。</p> <p>令和3年度実績 派遣件数：1件 派遣回数：7回</p> <p>〈効果〉 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。</p>	子ども家庭課
111	II	2	(4)	2-(4)-①	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営 ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるように、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどの総合的な情報提供を行います。	ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カナ・カモミール」により、行政の支援情報について情報提供を実施した。 R3年度アクセス件数 延べ43,020件	子ども家庭課
112	II	2	(4)	2-(4)-②	SNSを活用した保護者のための相談窓口の設置 県内の保護者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」及びひとり親家庭の方向けの相談窓口「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、子育ての不安、親子関係や家族の悩み、ひとり親家庭に係る仕事・お金などの不安や離婚に伴う悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	子ども家庭課
113	II	2	(4)	2-(4)-②			子ども家庭課
114	II	2	(4)	2-(4)-②		SNSを活用した相談窓口を実施することで、電話・面談等による相談が難しいDV被害者にも対応した。 コロナ禍において増加・深刻化が懸念されたDV被害者への支援のため、相談受付体制の拡充を行った。（2回線→4回線）	共生推進本部室
115	II	2	(4)	2-(4)-③	外国籍県民相談事業（一般・法律） 県内に在住・在勤する外国籍の人々に対し、言語や文化、習慣などの違いにより生じる生活上の諸問題を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行います。	医療、福祉、年金、住まい、仕事等生活全般及び法律相談に関して、合計1,681件の相談を受け、助言や情報提供を実施。	国際課
116	II	2	(4)	2-(4)-④	外国籍県民相談事業（教育） 外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での悩み等、教育に関する相談を1,213件受け、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	国際課
117	II	2	(4)	2-(4)-⑤	外国籍県民同行支援事業 日本語が不自由で制度的な理解が不足していることなどにより、行政窓口などで円滑な手続きができない外国籍県民などに対し、単なる通訳にとどまらず、複数の窓口への同行や、現場での交渉・アドバイスを行います。	行政窓口等に同行支援員を派遣し、日本語が不自由な外国籍県民などの支援を行った。 同行支援件数 67件 （対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ネパール語）	国際課
118	II	2	(4)	2-(4)-⑥	多言語支援センターかながわ運営事業 外国籍県民や来県外国人が安全・安心に過ごせる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。	外国籍県民などに対し、多言語による情報提供や通訳支援を行った。 ・多言語コールセンターの運営（対応言語：11言語、問合せ件数：18,346件） ・外国籍県民支援人材育成研修の実施（7回） ・一般通訳支援事業の実施（通訳派遣件数：456件、通訳協力者への研修：12回）	国際課
119	II	3	(1)	3-(1)-①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 《再掲》 生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、子ども支援員による活動等に制限はあったが、感染予防を徹底するなど、学習支援を継続して実施することが出来た。コロナ禍における活動に於いても実施方法を模索しながら事業を継続することで、学習の定着に繋がっている。高校進学を希望する子どもたちについては、進学することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	生活保護課
120	II	3	(2)	3-(2)-①	里親支援事業 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童相談所等に里親委託推進員を配置し、社会福祉法人に家庭養育支援センターや里親センターを委託して里親制度の普及啓発や里親委託推進に取り組んだ結果、里親登録数及び里親委託率の増加につながりました。	子ども家庭課
121	II	3	(2)	3-(2)-②	民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助 社会的養育を必要とする子どもに、できる限り良好な家庭的環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした取組みをする民間児童福祉施設に対して、その費用の一部を補助します。	対象の民間児童福祉施設に対して、必要費用の補助を行った。	子ども家庭課
122	II	3	(3)	3-(3)-①	乳幼児健康診査《再掲》 1歳6か月と3歳の子どもの対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。	令和2年度の神奈川県乳幼児健康診査の受診率は1歳6か月児健康診査は95.6%、3歳児健康診査は94.2%である。コロナ禍であるが、各市町村で個別と集団検診を組み合わせて、受診率の維持ができています。	健康増進課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
123	II	3	(3)	3-(3)-②	保育所、児童福祉施設への指導・監査 保育所や児童養護施設などへの定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイド」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。	保育所、児童養護施設等199施設に対して実施した指導監査において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイド」を活用し、助言指導することにより、食育の推進を図った。	次世代育成課
				3-(3)-②	児童養護施設への定期的な指導・監査の主管課である次世代育成課と協力をしながら、実施。	子ども家庭課	
124	II	3	(4)	3-(4)-①	SNSを活用した相談窓口の設置 県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	直営の相談員（青少年センター青少年サポート課職員）により、週3日、13時から16時の間に、子ども・若者からのさまざまな相談をLINEで受けた。 令和3年度相談受付件数：1,114件 相談対応直後に行うアンケートで「LINE相談が役に立った」と回答した割合：64.4%	青少年課
				3-(4)-①	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家族の悩みなど、子どもからの相談を受け付けた。	子ども家庭課	
125	II	3	(4)	3-(4)-①	SNSを活用した相談窓口の設置 県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	直営の相談員（青少年センター青少年サポート課職員）により、週3日、13時から16時の間に、子ども・若者からのさまざまな相談をLINEで受けた。 令和3年度相談受付件数：1,114件 相談対応直後に行うアンケートで「LINE相談が役に立った」と回答した割合：64.4%	青少年課
				3-(4)-①	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家族の悩みなど、子どもからの相談を受け付けた。	子ども家庭課	
126	II	3	(4)	3-(4)-①	SNSを活用した相談窓口の設置 県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	直営の相談員（青少年センター青少年サポート課職員）により、週3日、13時から16時の間に、子ども・若者からのさまざまな相談をLINEで受けた。 令和3年度相談受付件数：1,114件 相談対応直後に行うアンケートで「LINE相談が役に立った」と回答した割合：64.4%	青少年課
				3-(4)-①	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家族の悩みなど、子どもからの相談を受け付けた。	子ども家庭課	
127	II	3	(4)	3-(4)-①	SNSを活用した相談窓口の設置 県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	直営の相談員（青少年センター青少年サポート課職員）により、週3日、13時から16時の間に、子ども・若者からのさまざまな相談をLINEで受けた。 令和3年度相談受付件数：1,114件 相談対応直後に行うアンケートで「LINE相談が役に立った」と回答した割合：64.4%	青少年課
				3-(4)-①	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家族の悩みなど、子どもからの相談を受け付けた。	子ども家庭課	
128	II	3	(4)	3-(4)-②	高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課
				3-(4)-③	かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター） 子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」と、厚生労働省の「ひきこもり支援センター設置運営事業」により設置した「ひきこもり地域支援センター」を一体として運営することで、子ども・若者や家族からの多様な相談（電話・面接・LINE）に対応する。また、必要に応じて自立支援を行う。	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・警察・福祉・児童福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所・LINE相談に対応した。 ・相談では、困難を抱える子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 ・「子ども・若者を理解するための講演会」を開催し、新型コロナウイルス感染予防の観点から定員を削減し40名の参加があった。 電話相談 延べ2,560件 来所相談 延べ347件 実件数114件 LINE相談 延べ1,114件 実数817件	青少年課
129	II	4	(1)	4-(1)-①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 《再掲》 生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、子ども支援員による活動等に制限はあったが、感染予防を徹底するなど、学習支援を継続して実施することが出来た。コロナ禍における活動に於いても実施方法を模索しながら事業を継続することで、学習の定着に繋がっている。高校進学を希望する子どもたちについては、進学することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	生活支援課
				4-(2)-①	若年者の就業支援 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,744人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,245名のうち、663名が就職等進路決定した。	雇用労政課 雇用労政課
130	II	4	(2)	4-(2)-②	かながわ若者サポートステーション事業《再掲》 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意識を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自治体の福祉主管課等へのアウトリーチ支援や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの講座実施をはじめ、利用者がコロナ禍でも就労に向けた準備ができるよう、オンライン面接のコツやZoomの使い方など実践的な講座やセミナーを実施した。	青少年課
				4-(2)-③	高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課
131	II	4	(2)	4-(2)-④	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和3年度の定員305名、入校者数263名、修了者数168名、就職者数206名、就職率97.2%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で97.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課
				4-(2)-④	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和3年度の定員305名、入校者数263名、修了者数168名、就職者数206名、就職率97.2%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で97.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課
132	II	4	(2)	4-(2)-④	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和3年度の定員305名、入校者数263名、修了者数168名、就職者数206名、就職率97.2%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で97.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課
133	II	4	(2)	4-(2)-④	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和3年度の定員305名、入校者数263名、修了者数168名、就職者数206名、就職率97.2%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で97.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課
134	II	4	(2)	4-(2)-④	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和3年度の定員305名、入校者数263名、修了者数168名、就職者数206名、就職率97.2%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で97.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
135	II	4	(3)	4-(3)-①	あすなろサポートステーション事業 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字会林間学校に委託し、代替養育を経験した者の相談・就労支援、継続支援計画の作成、通院同行等を積極的に行い、自立支援に取り組んだ。また、令和3年11月から、あすなろサポートステーション事業に、医療連携支援、法律相談支援、アウトリーチ生活支援を追加した。	子ども家庭課
136	II	4	(3)	4-(3)-②	あすなろサポーター養成事業 「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童養護施設の自立支援担当職員、職業指導員やあすなろサポーターに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に対する支援の向上を図った。	子ども家庭課
137	II	4	(3)	4-(3)-③	児童養護施設退所者などへの貸付 児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	子ども家庭課
138	II	4	(4)	4-(4)-①	4-(4)-① 高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、連携高校へのアウトリーチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	青少年課
139	II	4	(5)	4-(5)-①	若年者の就業支援《再掲》 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,744人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,245名のうち、663名が就職等進路決定した。	雇用労政課 雇用労政課
140	II	4	(5)	4-(5)-②	県立産業技術短期大学の専門課程訓練事業《再掲》 県立産業技術短期大学では、高等学校の卒業生などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施しています。なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除します。	産業技術短期大学における令和3年度の定員200名、入校者数146名、修了者数132名、就職者数123名、就職率92.5%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施し、修了3か月後時点で、92.5%の就職率を上げることができた。	産業人材課
141	II	4	(5)	4-(5)-③	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困難者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。なお、入校日現在24歳以下の場合、若年者職業能力形成支援枠への応募が可能です。	東西校の普通課程における令和3年度の定員305名、入校者数263名、修了者数168名、就職者数206名、就職率97.2%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で97.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課
142	II	4	(5)	4-(5)-④	県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業 県立職業技術校では、経済的理由により技能修得が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教科書及び被服などの支給を行います。	東西校における令和3年度の教科書等支給対象者数は、教科書支給16件、被服支給8件で、生活困難世帯等の学びの機会の確保と経済的支援を行うことができた。	産業人材課
143	II	4	(5)	4-(5)-⑤	かながわ若者サポートステーション事業《再掲》 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意識を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自治体の福祉主管課等へのアウトリーチ支援や新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの講座実施をはじめ、利用者がコロナ禍でも就労に向けた準備ができるよう、オンライン面接のコツやZoomの使い方など実践的な講座やセミナーを実施した。	青少年課
144	II	4	(5)	4-(5)-⑥	外部機関と連携した就労支援 県立高等学校などにおいて、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」などとの連携を一層強化し、必要に応じて関係機関による支援を受けられるようにします。	*地域若者サポートステーションを所管する福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課と連携を図り、全県立高校の進路指導担当者を対象とした進路指導説明会で紹介して活用を促した。また、外部機関が行う就労支援事業等について県立高等学校等に周知した。 *地域若者サポートステーションの設置目的や事業内容、県内配置図などコンバクトにまとまっており、学校での活用に役立っている。	高校教育課
145	II	4	(5)	4-(5)-⑦	キャリア教育の推進《再掲》 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	*新型コロナウイルスの影響もあったが、「キャリア教育実践プログラム」を全校・全課程で策定し、おおむね計画的・体系的に推進することができた。 *学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などの社会的自立に向け、インターンシップや外部連携等をとおして、在学中に社会を体験できる。	高校教育課
146	II	5	(1)	5-(1)-①	子育てに適する公営住宅の特列入居の実施 義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる住宅を「子育て世帯向け住宅」として提供します。	子育て世帯向け住宅として、計64戸募集した。 (内訳) 4月常時募集：2戸 10月常時募集：2戸 5月定期募集：30戸 11月定期募集：30戸	公共住宅課
147	II	5	(1)	5-(1)-②	公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての優遇措置などの実施 入居者募集にあたって、母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20歳未満の子がいる世帯）や多子世帯（申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。	子育て世帯、母子・父子世帯向け優遇措置を実施した。	公共住宅課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
148	II	5	(1)	5-(1)-③	生活困窮者自立支援《再掲》 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。	県所管域2箇所の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：1,079件	生活支援課
				5-(1)-④	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。	〈主な取組実績〉 令和3年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：337件 技能習得資金：4件 修業資金：22件 生活資金：11件 転宅資金：3件 就学支度資金：124件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の助けを行うことができた。	子ども家庭課
149	II	5	(1)	5-(1)-⑤	住居確保給付金の支給 離職者であって住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住居と就労機会の確保のため住居費（家賃相当分）について3か月間支給します。（ただし、この給付金を受けるためには、世帯の合計収入額と預貯金額が一定額以下であること、求職活動を行っていることなど、必要な要件を全て満たす必要があります。） 住宅扶助基準に基づき額を上限とした家賃額を月ごとに支給します。ただし、世帯の収入合計額が基準額を超える場合は、一部支給となります。	町村の生活困窮世帯を対象とした住居確保給付金の支給実績 支給決定件数 新規 73件 延長 48件 再延長 39件 再々延長 36件 再支給 74件 支給金額 33,904,800円	生活支援課
				6-(1)-①	児童虐待防止対策推進事業 児童相談所職員に研修を実施し、アセスメントやソーシャルワークの知識や技術など専門性の向上を図り、子どもや保護者への効果的な支援を行えるようにします。	〈取組実績〉 コロナ禍ではあったが、できる範囲で研修を実施し、児童相談所職員の専門性向上を図った。	子ども家庭課
150	II	6	(2)	6-(2)-①	未成年後見人報酬等補助 児童相談所長は、親権を行う者のない児童などについて、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないこととされています。 児童相談所長が家庭裁判所に対し請求を行い、選任された未成年後見人などについて、報酬及び未成年後見人、被後見人が加入する損害保険料の一部を県が補助します。	〈取組実績〉 報酬等の一部補助については15名、未成年後見人、被後見人が加入する損害保険料の補助については32名へ実施した。	子ども家庭課
				6-(2)-②	児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助 児童養護施設や母子生活支援施設などに入所中または退所した者が就職に際して、また住宅を賃借する際に親などによる保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長など（施設長、里親、児童相談所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。 保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち、一定額を支払われます。全国社会福祉協議会が運営主体となっていますが、保証料は、国と県で負担します。利用を希望する者は、入所施設へ相談し、施設から県へ申請を行います。	保証人が得られない退所した児童に対して、施設長などが保証人となった場合に、県で必要な審査を行ったうえで、全国社会福祉協議会へ施設から提出された資料を送付した。	子ども家庭課
151	II	6	(2)	6-(2)-③	児童養護施設退所者などへの貸付《再掲》 児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	子ども家庭課
				6-(2)-④	あすなろサポートステーション事業《再掲》 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字会林間学校に委託し、代替養育を経験した者の相談・就労支援、継続支援計画の作成、通院同行等を積極的に行い、自立支援に取り組んだ。また、令和3年11月から、あすなろサポートステーション事業に、医療連携支援、法律相談支援、アウトリーチ生活支援を追加した。	子ども家庭課
152	II	6	(2)	6-(2)-⑤	あすなろサポーター養成事業《再掲》 「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童養護施設の自立支援担当職員、職業指導員やあすなろサポーターに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に対する支援の向上を図った。	子ども家庭課
				6-(2)-⑥	児童養護施設退所児童等支援費補助に名称変更 あすなろサポートステーションに配置した自立支援コーディネーターや、就労支援コーディネーターなどを中心に、施設を退所した者などへの関係機関連携による相談支援を行います。また、18歳到達により施設などを措置解除された者が引き続き自立に向けた支援が必要な場合は、生活の場を提供する施設などに対し、補助します。	児童養護施設退所児童等支援事業費補助では、18歳以降引き続き児童養護施設等で支援が必要な者を支援する施設や里親に対し、居住費や生活費等の補助を実施した。また新たに「自立生活体験支援」を補助のメニューに追加した。	子ども家庭課
153	II	6	(2)	6-(2)-⑦	児童保護措置費《再掲》 児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。	適切な養護が必要な児童を保護し、民間児童福祉施設への入所や里親への養育委託等の措置を行った場合の施設運営、児童養育等のための経費を支弁した。	子ども家庭課
				6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	子ども家庭課
154	II	6	(2)	6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	子ども家庭課
155	II	6	(2)	6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	子ども家庭課
156	II	6	(2)	6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	子ども家庭課
157	II	6	(2)	6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	子ども家庭課
158	II	6	(2)	6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	子ども家庭課
159	II	6	(2)	6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
160	II	6	(2)	6-(2)-9	県立児童福祉施設入所者処遇費 県が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担します。	県が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担した。	子ども家庭課
161	II	6	(2)	6-(2)-10	障害児入所措置費 保護者がいないなどにより、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、入所後の保護養育などに要する経費を負担します。	保護者がいない等であって施設の利用契約の締結が困難であるとして、県が児童福祉法に基づく措置により、障害児施設に入所させた児童について、入所後の保護養育費の支弁および障害児が日常生活に必要な補装具等を給付しました。	障害サービス課
162	II	6	(2)	6-(2)-11	障害児入所給付費 入所給付決定保護者が指定障害児入所施設などに入所などの申込みを行い、当該施設などから障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費を支払います。	入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に入所等の申込みを行い、当該施設等から障害児入所支援を受けた保護者に対して障害児入所給付費を支給した。また、障害児入所支援のうち治療等にかかる支援を受けた保護者に対して障害児入所医療費を支給しました。	障害サービス課
163	II	7	(1)	7-(1)-1	里親支援事業《再掲》 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童相談所等に里親委託推進員を配置し、社会福祉法人に家庭養育支援センターや里親センターを委託して里親制度の普及啓発や里親委託推進に取り組んだ結果、里親登録数及び里親委託率の増加につながりました。	子ども家庭課
164	II	7	(1)	7-(1)-2	子ども人権相談室推進事業 子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行います。また、いじめや体罰、虐待などの人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行います。	<取組実績> 子どもの意見表明支援事業において、児童養護施設5か所、一時保護所1か所を訪問し、子どもの意見を聞き取り、児童福祉協議会に報告した。 ・児童相談所が、社会的養護の子どもに対して、年1回、子ども自らが相談できる体制を周知することを目的に、権利ノートの説明を行った。 ・基幹的職員研修を実施し、人権研修等は開催方法を工夫して実施した。 <効果> ・子ども本人の権利意識を高めることができた。 ・支援者の人権意識を高めるとともに、参加者相互の情報交換を行い、気付きを深めることにつながった。	子ども家庭課
165	II	7	(1)	7-(1)-3	児童相談所業務強化対策事業 子どもやその家族の複雑で困難な問題に対応できるよう、児童相談所の機能強化を図り、児童相談所の専門性を活用して、連絡会や研修を通じ、市町村など関係機関との連携強化を図ります。	<取組実績> コロナ禍ではあったが書面開催等開催方法を工夫し、各児童相談所において、所管市町村との連絡会議を実施した。 <効果> 地域の実情に合わせた情報交換や課題共有を行うことができた。	子ども家庭課
166	II	7	(1)	7-(1)-4	虐待防止対策推進事業 精神科医、弁護士などが児童相談所職員に対し、専門的な助言、指導を行います。児童虐待の事実認定のため、医療機関に診断を依頼し、委託した医療機関にて親子関係評価、カウンセリングなどを実施します。	<取組実績> 子どもや保護者が抱える複雑で深刻化する相談に対して、定期的に精神科医や弁護士等の専門的な助言、指導を受けた。 <効果> 多角的に問題を捉え、迅速かつ適切な支援を行うことができた。	子ども家庭課
167	II	7	(1)	7-(1)-5	児童相談所一時保護所心理職員雇用 緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行います。	緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行った。	子ども家庭課
168	II	7	(1)	7-(1)-6	児童相談所業務支援システム 児童相談所における相談情報のデータベース化及び処理システムを構築・運用します。	システムを適切に運用するために必要な業務委託を行った。	子ども家庭課
169	II	7	(2)	7-(2)-1	市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、その他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通じて、子ども家庭相談や妊産婦への支援に関わる職員の専門性向上を支援するとともに、各自治体の取組情報を共有する機会を作ります。	<取組実績> 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修及び、市町村新任職員を対象にした研修について、コロナ禍ではあったが方法を工夫し実施した。	子ども家庭課
170	II	7	(3)	7-(3)-1	神奈川県母子家庭等就業自立支援センター 現況届の時期に、一部自治体で出張就業相談を実施します。	現況届の提出時期に、相談員が一部市役所（藤沢市、海老名市）を訪問し、就業相談等を実施した。	子ども家庭課
171	II	7	(4)	7-(4)-1	母子父子自立支援員の研修実施 ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。	<主な取組実績> 2回の研修会を実施 7月 書面開催 2月 オンライン開催 <効果> 母子父子自立支援員の日々の相談業務等の職務能力の向上を図ることができた。	子ども家庭課
172	II	7	(4)	7-(4)-2	生活困窮者自立支援《再掲》 経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。	県所管域2箇所相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：1,079件	生活保護課
173	II	7	(5)	7-(5)-1	母子父子自立支援員の研修実施《再掲》 ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。	<主な取組実績> 2回の研修会を実施 7月 書面開催 2月 オンライン開催 <効果> 母子父子自立支援員の日々の相談業務等の職務能力の向上を図ることができた。	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課
174	7	(5)	7-(5)-②	ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施 生活保護ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度は実績なし。	生活保護課
			7-(5)-③	民生委員・児童委員研修事業 民生委員・児童委員の資質の維持・向上を図るために、新任研修、リーダー研修、テーマ別研修を実施します。	各種研修を実施し、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を習得した。 <実績> ○新任研修 申込者数 計182名 ○リーダー研修 申込者数 計174名 ○テーマ別研修 受講者数 計1,216名	地域福祉課
175	1	(1)	1-(1)-①	働き方改革推進事業 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業の経営者などを対象としたセミナーや、企業へのアドバイザー派遣、テレワーク導入に関するセミナーや専門家の派遣を実施します。あわせて、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした個別カウンセリングやセミナーを実施します。	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、テレワーク導入に関するセミナーを2回、アドバイザー派遣を31社に実施した。併せて、テレワークを実施するための機器等に対する補助を実施した。 また、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象に、ワーキングマザー両立応援カウンセリングを82件、ワーキングマザー両立応援セミナーを1回実施した。	雇用労政課
						雇用労政課
176	1	(1)	1-(1)-②	県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証 県条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制などが整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。	新たに8事業者が「かながわ子育て応援団」として認証された。	次世代育成課
177	2	(1)	2-(1)-①	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター 就業相談からパソコン講座などの就業支援講習会、就業情報の提供まで一貫した就業支援事業を行います。（来所が難しい場合は電話相談も可）	就業相談については、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、従来の来所・電話相談に加えオンライン（ZOOM）による相談を実施した。 また、パソコン講座等の就業支援講習会についても、各回の参加人数制限や換気、参加者の体温確認等、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で実施した。	子ども家庭課
178	2	(1)	2-(1)-②	自立支援教育訓練給付 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割）相当額を支給します。	介護福祉士資格の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	子ども家庭課
179	2	(1)	2-(1)-③	高等職業訓練促進給付金などの支給 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年限1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護師や美容師等の国家資格の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	子ども家庭課
180	2	(1)	2-(1)-④	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経費に対する補助を行い、ひとり親の資格取得及び住居費支援による自立促進を図った。	子ども家庭課
181	2	(1)	2-(1)-⑤	「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親の自立促進に係る事業を推進します。	<主な取組実績> ○かながわ母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援講習会のほか、養育費相談等の事業を実施した。 ○ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カナ・カモミール」により、行政の支援情報について情報提供を実施した。 R3年度アクセス件数 延べ43,020件 ○ひとり親家庭相談LINEにより、市等が対応していない平日夜間、土日休日に相談を受け、市等の具体的な支援につなぐ取組を実施した。 R3年度相談件数 539件 <効果> 施設入所による支援が必要な母子家庭に対し、施設入所措置を行い自立促進を図ることができた。	子ども家庭課
182	2	(1)	2-(1)-⑥	若年者の就業支援 《再掲》 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,744人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,245名のうち、663名が就職等進路決定した。	雇用労政課
						雇用労政課
183	2	(1)	2-(1)-⑦	女性就業支援事業 育児などを理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、マザーズハローワーク横浜内に相談室を設け、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングを行います。あわせて、就職のための面接を受けようとする女性を対象に、無料でスーツの貸出を行うとともに、女性活躍推進に資するイベントを実施します。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：679人 継続的に事業を実施し、「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」にてキャリアカウンセリングを利用した184名のうち、34名が就職等進路決定した。 育児期の女性のキャリア形成に向けたキャリアカウンセリングを、マザーズハローワーク横浜内で恒常的に実施し、必要に応じ国の職業紹介機能につなぐことで、効果的に就業できるよう支援した。 キャリアカウンセリングで把握される女性の就業に関する課題等を反映し、女性活躍推進に資する内容のイベントを開催した。	雇用労政課
						雇用労政課
184	2	(1)	2-(1)-⑧	中高年齢者の就業支援 中高年齢者の多様な就業ニーズへの対応や求職者などを支援するため、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,989人 継続的に事業を実施し、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」にてキャリアカウンセリングを利用した2,086名のうち、1,046名が就職等進路決定した。	雇用労政課
						雇用労政課
185	2	(1)	2-(1)-⑧	中高年齢者の就業支援 中高年齢者の多様な就業ニーズへの対応や求職者などを支援するため、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,989人 継続的に事業を実施し、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」にてキャリアカウンセリングを利用した2,086名のうち、1,046名が就職等進路決定した。	雇用労政課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課
186	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑨ 労働相談事業 労働者や事業主の抱える労働問題を解決するため、県内4か所のかながわ労働センター及び同支所において労働相談窓口を常設しているほか、街頭労働相談、日曜労働相談、女性のための労働相談、通訳を配置しての外国人労働相談などを実施します。	かながわ労働センター及び同支所において、労働相談を実施した。(12,792件)	雇用労政課
187	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑩ 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として離職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	東西校の短期課程における令和3年度の定員605名、入校者数535名、修了者数489名、就職者数497名、就職率91.5%（修了3か月後時点）、就職率は(就職者+就職中退者)/(修了者+就職中退者)で算出。 再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点では91.5%の就職率を挙げることができた。	産業人材課
188	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑪ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和3年度の定員305名、入校者数263名、修了者数168名、就職者数206名、就職率97.2%（修了3か月後時点）、就職率は「(修了就職者+就職中退)/(修了者+就職中退者)」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で97.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課
189	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑫ 離職者等委託訓練事業 離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術、技能を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。	離職者を対象に、135コース、1,722人実施。就職率70.6%（訓練修了3か月後時点）、就職率は「(修了就職者+就職中退)/(修了者+就職中退者)」で算出。 離職者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	産業人材課
190	Ⅲ	2	(2)	2-(2)-① ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	〈主な取組実績〉 〇市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。 令和3年度実績 派遣件数：16件 派遣回数：107回 〇町村域は県が直接事業を実施した。 令和3年度実績 派遣件数：1件 派遣回数：7回 〈効果〉 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	子ども家庭課
191	Ⅲ	2	(2)	2-(2)-② 子育て短期支援事業への支援 《再掲》 保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した6市に運営費用等の補助を行った。	次世代育成課
192	Ⅲ	2	(2)	2-(2)-③ 病児・病後児保育事業への支援《再掲》 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児・病後児保育事業への支援 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	次世代育成課
193	Ⅲ	2	(3)	2-(3)-① 自立支援教育訓練給付《再掲》 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割）相当額を支給します。	介護福祉士資格の取得により就労・自立を目指すひとりの親に対し、受講費用の一部を支給した。	子ども家庭課
194	Ⅲ	2	(3)	2-(3)-② 高等職業訓練促進給付金などの支給《再掲》 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年限1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護師や美容師等の国家資格の取得により就労・自立を目指すひとりの親に対し、高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	子ども家庭課
195	Ⅲ	2	(3)	2-(3)-③ ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金の貸付《再掲》 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業の経費に対する補助を行い、ひとりの親の資格取得及び住居費支援による自立促進を図った。	子ども家庭課
196	Ⅲ	2	(3)	2-(3)-④ 生活保護（生業扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。 「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。	進学を希望する高校生が、福祉事務所担当ケースワーカーや子ども支援員と相談の上、将来の計画（進学）を立て、収入認定除外の処理を適切に行った。	生活保護課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
197	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-①	県立職業技術校の短期課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として離転職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	東西校の短期課程における令和3年度の定員605名、入校者数535名、修了者数489名、就職者数497名、就職率91.5%（修了3か月後時点）、就職率は（就職者+就職中退者）/（修了者+就職中退者）で算出。 再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点では91.5%の就職率を挙げることができた。	産業人材課
198	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-②	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和3年度の定員305名、入校者数263名、修了者数168名、就職者数206名、就職率97.2%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了3か月後時点で97.2%の就職率を上げることができた。	産業人材課
199	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-③	離職者等委託訓練事業《再掲》 離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術、技能を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。	離職者を対象に、135コース、1,722人実施。就職率70.6%（訓練修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 離職者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	産業人材課
200	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-④	生活保護受給者等就労自立促進事業等 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の者を含め、広く生活困窮者を対象として、福祉事務所とハローワークと連携した就労支援を行っています。 そのほか、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる支援を行っています。	神奈川県労働局と自治体で締結した協定に基づき、生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、ハローワークとより一層連携を強化することで、対象者の状況に応じた効果的な支援を実施した。	生活保護課
201	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑤	生活困窮者就労準備支援事業 複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、県所管域（町村域）で実施しています。 生活習慣を改善するための指導や訓練、就労の前段階としてコミュニケーション実習やボランティア活動などを通じた社会的能力の習得、就労体験の場の提供や、就職活動に向けた技法や知識の取得の支援などを行います。	就労準備支援事業の令和3年度支援実績 延べ支援件数 1,299件 主な実施内容 ・事業所内での就労体験・実習、農業体験、職場見学、ボランティア活動参加、生活相談 ・居場所づくり（フリーサロンなど） ・アウトリーチ支援（出張相談会） ・就労後の定着支援	生活保護課
202	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑥	技術校生等就職促進事業 職業技術校などに求人開拓推進員を配置し、職業訓練受講者及び訓練修了後1年未満の修了生を対象に、就職先の開拓、就職相談、無料職業紹介を行い、技術校生の就職を支援します。	新規求人件数 約3,300件、新規求人数 約17,920人分を開拓し、約240人を就職に結びつけた。	産業人材課
203	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑦	障害者職業能力開発校などにおいて、公共職業安定所長の受講指示により入校した場合、訓練期間中に手当を支給します。	92名の訓練生に手当を支給し、訓練受講環境を安定化させ、就職の促進を図った。	産業人材課
204	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑧	障害者就職促進委託訓練事業 障がい者の多様なニーズに対応した短期間の職業訓練を民間教育訓練機関などに委託して実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	求職中の障がい者を対象に、26コース、101人実施。就職率39.4%（修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者+就職中退等）/（修了者+就職中退者等）」で算出。 求職中の障がい者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	産業人材課
205	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑨	障害者職業能力開発事業 障害者職業能力開発校などにおいて、障がいの程度や適性に応じた職業訓練を実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対し、全8コースの職業訓練を実施し、就職を支援した。83名が受講し、訓練修了3か月後時点の就職率は、70.0%であった。	産業人材課
206	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑩	生活保護（生業扶助）《再掲》 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。 「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとされています。	進学を希望する高校生が、福祉事務所担当ケースワーカーや子ども支援員と相談の上、将来の計画（進学）を立て、収入認定除外の処理を適切に行った。	生活保護課
207	Ⅳ	1	(1)	1-(1)-①	児童手当 0歳から中学生までの児童を養育している世帯などに手当を支給します。手当の額は児童の年齢や所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資した。	子ども家庭課
208	Ⅳ	1	(1)	1-(1)-②	児童扶養手当 父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童（ひとり親世帯の子も）について、手当を支給します。これにより、母子世帯などの生活の安定と自立を促進します。手当の額は所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	児童扶養手当制度のパンフレットの作成及び、県のたよりやホームページ等での周知活動を展開した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施に伴い、本給付金と併せて児童扶養手当制度の積極的な案内を行った。	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和3年度の主な取組実績・効果	所管課	
209	IV	1	(1)	1-(1)-③	特別児童扶養手当 「特別児童扶養手当」は、精神、知的又は身体障がいなどで政令で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父母又は養育者に対して支給される手当です。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	県ホームページへの掲載やパンフレットの配布等を行い、制度の周知に努めた。	子ども家庭課
				1-(1)-④	母子父子寡婦福祉資金貸付金《再掲》 配偶者がなく、現に児童を扶養している方などに対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行います。	〈主な取組実績〉 令和3年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：337件 技能習得資金：4件 修業資金：22件 生活資金：11件 転宅資金：3件 就学支度資金：124件 〈効果〉 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の助けを行うことができた。	子ども家庭課
210	IV	1	(1)	1-(1)-⑤	寡婦（夫）控除のみなし適用 所得税法などにおける寡婦（夫）控除は、これまで結婚歴のないひとり親世帯は適用されなかったため、所得税額や所得税額に基づいて算定する利用料などで差が生じないように「のみなし適用」を平成27年7月より実施しています。（今後の税制改正でひとり親にも適用される見通しです。）	令和2年度税制改正を受けて、令和3年度分以後の個人住民税において、結婚歴のないひとり親世帯には「ひとり親控除」が適用された。	子ども家庭課
211	IV	1	(2)	1-(2)-①	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》 両親が離婚した子どもの健やかな育成のため、離れて暮らす親は養育費を負担し、子どもを育てる親は養育費を確保する必要があります。ひとり親家庭の自立を支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」では、養育費の取り決め、確保などを支援するため、家庭裁判所の元調停委員が、離婚前や離婚後など、様々な状況にある方々の専門的な相談対応などを行うとともに、同センターや福祉事務所などで日常的に養育費に関する情報を提供しています。また、福祉事務所等ひとり親世帯の生活全般の相談を行う母子・父子自立支援員が、養育費について情報を積極的に提供できるよう、支援員研修で養育費に関する講座を実施します。	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターや県保健福祉事務所において、養育費に関する相談を受け付けた。また、養育費に関する相談窓口を案内するリーフレットを作成し、県内の戸籍・ひとり親支援部局等に配布した。	子ども家庭課
				1-(3)-①	I 教育の支援 大柱6「教育費負担の軽減」(1)～(4)』(p42～45) 参照 《再掲》 —	—	—
212	IV	1	(4)	1-(4)-①	ひとり親家庭等医療費助成事業 市町村が実施主体となり、ひとり親世帯などの世帯員が病気などで受診した場合に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するものです。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。	市町村が助成したひとり親家庭の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。	子ども家庭課
213	IV	1	(4)	1-(4)-②	小児医療費助成事業 市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の小児医療費の自己負担分を給付する事業です。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。	市町村が助成した児童の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。	子ども家庭課
214	IV	1	(4)	1-(4)-③	小児慢性特定疾病医療費助成制度 原則18歳未満で、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を国・県で負担します。（所得に応じて自己負担額が異なります。）	小児慢性特定疾病に罹患している児童の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。	子ども家庭課
215	V	1	(1)	1-(1)-①	県民向けフォーラムの開催 県内各地において、子どもの貧困をテーマとした県民向けフォーラム「子ども支援フォーラム」を開催し、子どもの貧困対策に係る機運醸成を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、フォーラム開催に代わり、WEB講座、子ども支援オンライン研修会兼交流会を実施した。 【令和3年度実績】 ・子ども支援WEB講座2回 ・子ども支援オンライン研修会兼交流会1回	次世代育成課
				1-(2)-①	地域の人材育成 子ども支援に関する専門的人材を育成するために、県内各地で人材育成セミナーを実施します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、フォーラム開催に代わり、WEB講座、子ども支援オンライン研修会兼交流会を実施した。 【令和3年度実績】 ・子ども支援WEB講座2回 ・子ども支援オンライン研修会兼交流会1回	次世代育成課
216	V	1	(2)	1-(2)-②	民間団体などとの連携した取組み 民間団体と協働連携し、子ども支援活動を支援するサポーターの創出と掘り起こしや、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートなどを行います。	基金21協働事業は、令和3年度末を以て事業期間が満了し、事業期間内において、子ども支援活動を支援するサポーターの創出と掘り起こしや、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートを図った。	次世代育成課
217	V	1	(3)	1-(3)-①	子ども支援団体の交流の機会の提供 県内各地で、子ども支援団体などを対象とした交流会を実施して、子ども支援団体によるネットワークづくりの後押しをします。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、フォーラム開催に代わり、子ども支援オンライン研修会兼交流会を実施した。 (1回)	次世代育成課
				2-(1)-①	県市町村連絡会議 毎年、地域の実情に応じた取組みの動きかけや情報交換などを行い、市町村における子どもの貧困対策の推進を図るために、県市町村連絡会議を開催します。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、書面にて開催した。 (1回)	次世代育成課
218	V	2	(2)	2-(2)-①	かながわ子ども支援協議会 学識者や関係団体、NPO、教員、市町村などから構成されるかながわ子ども支援協議会を運営します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン開催(1回)となる。	次世代育成課
219	V	2	(2)	2-(2)-②	かながわ子ども支援協議会 学識者や関係団体、NPO、教員、市町村などから構成されるかながわ子ども支援協議会を運営します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン開催(1回)となる。	次世代育成課